

令和 6 年第 2 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 6 年 6 月 6 日 開会

令和 6 年 6 月 10 日 閉会

九十九里町議会

令和6年第2回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	11
谷 川 優 子 君	11
西 村 み ほ 君	25
松 井 由美子 君	36
善 塔 道 代 君	45
○休会の件	59
○散会の宣告	60

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	61
○出席議員	62
○欠席議員	62

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	6 2
○職務のため出席した者の職氏名……………	6 2
○開議の宣告……………	6 4
○議事日程の報告……………	6 4
○諸般の報告……………	6 4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 4
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 5
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第3号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決……………	6 7
・議案第3号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）	
・議案第4号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第5号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	7 3
・議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	7 6
・議案第7号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	7 8
・議案第8号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	7 9
・議案第9号 財産の取得について	
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 0
・議案第10号 契約の締結について	
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 8
・議案第11号 契約の締結について	
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 4
・議案第12号 九十九里町道及び東金市道が重複する部分の道路の管理の方法に	

関する協議について

○報告第1号の上程、説明	9 5
・報告第1号 令和5年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○諮問第1号の上程、説明、採決	9 5
・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○議員派遣の件	9 6
○請願第1号及び請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
・請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
・請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	
○日程の追加	9 8
○発議第1号及び発議第2号の上程、説明、採決	9 9
・発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
・発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について	
○陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書	
○閉会の宣告	1 0 3
○署名議員	1 0 5

令和 6 年第 2 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 1 5 日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和 6 年 6 月 6 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 6 年第 2 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 6 月 6 日（木曜日）

令和6年第2回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年6月6日（木）午前9時40分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 休会の件

出席議員 （14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鏑 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君

健康福祉課長	鶴岡正美君	社会福祉課長	鵜澤康子君
農林水産課長	作田延保君	商工観光課長	古関保君
まちづくり課長	麻生雅弘君	会計管理者	小森克彦君
ガス課長	山口義則君	教育委員会 教務局長	鍵田貴賜君
教育委員会 教務局主幹	中村勝君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 4 0 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和 6 年第 2 回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5 番 小 川 浩 安 君

1 3 番 高 橋 功 君

を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10日までの 5 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10日までの 5 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第 1 号から議案第12号、報告第 1 号、諮問第 1 号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表の

とおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、浅岡厚君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は次のとおりです。

副町長、藤原慎君。教育長、鈴木弘君。総務課長、篠崎英行君。企画政策課長、羽斗伸一君。財政課長、鈴木桂君。税務課長、川島常嗣君。住民課長、古川紀行君。健康福祉課長、鶴岡正美君。社会福祉課長、鶴澤康子君。農林水産課長、作田延保君。商工観光課長、古関保君。まちづくり課長、麻生雅弘君。会計管理者、小森克彦君。ガス課長、山口義則君。教育委員会事務局長、鑑田貴賜君。教育委員会事務局主幹、中村勝君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

このほど春の叙勲におかれましては、本町からは、保護司の手塚弘昭様が藍綬褒章を、また、元農林業センサス調査員の中西英明様が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。

ここに、栄えある章を受章されましたお二人の長年の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。

また、町内在住の石原利晃さんのつまみかんざしが千葉県の伝統的工芸品に指定され、知事より指定書が授与されました。誠におめでとうございます。つまみかんざしは江戸時代から続く伝統的な髪飾りですが、石原さんは、伝統的な型にとらわれずユニークで現代的な作品を製作されており、本町のふるさと納税の返礼品にもなっております。

さて、去る4月24日の人口戦略会議の発表によりますと、全国の4割に当たる744自治体について、将来消滅する可能性があり、千葉県内の自治体では、22市町が消滅可能性都市に該当し、本町もその中の一つとされています。

本町は近年、少子化や若者の流出などのため人口が減少しており、令和2年の国勢調査の結果により、令和4年4月に過疎指定されたことは、御承知のとおりでございます。

そのような状況の中、町では総合計画や過疎地域持続的発展計画に位置づけられた政策・施策を実施し、課題の解決に取り組んでまいりました。今後、取組を一層加速させていくため、私が町長に就任して以来掲げてきた4つの理念、「繁栄で活気と笑顔があふれるまちづくり」「教育で知性と笑顔があふれるまちづくり」「健康で活力と笑顔があふれるまちづくり」「安全で安心と笑顔があふれるまちづくり」を最重要事項として、明るい未来が想像できる事業を展開してまいります。

最近の取組といたしましては、まず、本年度から令和10年度までを計画期間とする地域公共交通計画を策定し、地域の公共交通事業者等と連携して、町民ニーズを踏まえた持続可能な公共交通の確保に取り組んでまいります。

また、民間の力を借りた施策をより効果的に展開していくため、事業者と連携を進めているところでございます。

具体的には、4月2日に、日本郵便株式会社様と「安心・安全な暮らしの実現」「地域経済の活性化」「未来を担う子どもの育成」「地方創生に関すること」などの分野における連携協定を締結したところであり、町内の郵便局と連携し、さらなる町民サービスの向上と地域経済活性化の推進に努めてまいります。

5月1日には、近畿日本ツーリスト株式会社様と観光振興及び地域活性化に関する包括連携協定を締結し、今後、同社の観光や地域振興におけるノウハウを生かした様々な提案をいただき、通年型ビーチとしてさらなる観光振興に力を注ぎ、誰もが訪れるだけで満喫できるビーチ空間をつくるなど、新たな九十九里ビーチブランドを確立したいと考えております。

さらに、災害発生時の支援強化として、3月15日には株式会社ミラテドローン様と災害時にドローンを活用した救援活動に協力していただく協定を締結し、また、5月31日にはSOUセレモニー株式会社様と、災害により多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した際の収容先あるいは一時避難場所として施設等を提供していただける協定を締結したところであります。

今後も町の発展に寄与していただける民間企業などと目的を持った協定を締結しながら、4つの理念達成に努めてまいります。

今後、も私が先頭に立ち、全職員と共にさらなる取組みを全力で進め、人口減少に歯止めをかけ、過疎脱却に向けて邁進してまいる所存でございますので、引き続き議員の皆様、住

民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第1回議会定例会以降の主な事業について御報告申し上げます。

3月31日には宮島池親水公園にて九十九里桜フェスティバルが、4月29日には片貝中央海岸にて海の安全を祈願する海開き式が盛況の下、開催されました。どちらも観光協会主催によるもので、本町の観光振興に寄与するものと期待しております。

4月9日に中学校、10日に小学校、11日にこども園において入学式・入園式が執り行われました。総勢172名の新入園児・新入生をお迎えできましたことを大変喜ばしく思っております。

5月25日には豊海小学校、片貝小学校の運動会が、30日には九十九里小学校のなぎさの運動会が、6月1日には九十九里中学校の体育祭がそれぞれ開催されたところであり、元気と笑顔があふれる児童・生徒の姿に感動いたしました。

5月26日には、町内一斉清掃を実施いたしました。地域の環境美化は町民皆様の御協力のたまものでございます。

議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において率先して参加いただきましたことに、この場をお借りしましてお礼申し上げますとともに、今後も協力をお願い申し上げます。

最後に、5月30日に発生しました、本町出納室における振込誤りの事故におきまして、関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたことに、深くおわびを申し上げます。

現在、二重で振込を受けた方及び関係機関の皆様に対しまして、謝罪と事情の説明を行った上で返還のお願いをしております。

今後このようなことがないよう、職員の再教育とチェック機能の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、今後の予定になりますが、6月9日に蓮沼海浜公園にて開催されます山武消防ポンプ操法大会に九十九里町消防団第4分団が出場いたします。厳しい訓練の成果を発揮し、迅速かつ確実な操法技術により、上位入賞することを期待しております。

6月15日の県民の日には、九十九里浜にて千葉県誕生150周年記念事業の締めくくりとなるフィナーレイベントとして、ギネス記録に挑戦する手つなぎやビーチクリーン及び人文字の作成が実施されます。

また、片貝中央海岸ではTシャツアート in 九十九里町が15日から23日までの9日間にわたり実施されます。町内の児童・生徒がデザインした約400枚のTシャツを展示し、一つのアート作品として、九十九里浜を壮大な美術館に変身させます。これを機に、九十九里浜を

最大限に利用した交流人口がさらに増大すること及びギネス記録の達成を大いに期待しております。

7月1日には海水浴場が開設されます。夏期観光安全対策本部を設置し、海の安全対策に万全を期してまいります。

8月3日には、ふるさとまつりが予定されております。海水浴場の開設などにより来遊客の増加が見込まれる中、一段とにぎわいを増す夏の観光イベントのメインとして、地域振興に寄与することを期待しております。

今後の事業の実施におきましては、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されるに当たり、令和6年3月30日に、地方自治法第179条第1項の規定により、九十九里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年4月1日から施行されるに当たり、令和6年3月30日に、地方自治法第179条第1項の規定により、九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第3号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,125万9,000円を追加し、予算の総額を66億7,925万9,000円とするものでございます。

議案第4号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ289万2,000円を追加し、予算の総額を1億4,789万2,000円とするものでございます。

議案第5号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万3,000円を追加し、予算の総額を21億

2,630万3,000円とするものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては各担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令等の一部改正に伴い、九十九里町国民健康保険税条例に所要の改正をするものでございます。

議案第7号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準が見直されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国がデジタル臨時行政調査会で決定したデジタル原則に照らした規制の見直し一括プランに基づき、条例に規定されている特定の記録媒体について見直しを行う必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 財産の取得についてでございますが、町消防団第7分団第1部に配備している消防自動車の更新に伴い、その購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号 契約の締結についてでございますが、令和6年4月26日に制限付一般競争入札に付した片貝防災備蓄倉庫兼津波避難施設建設工事について、その請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号 契約の締結についてでございますが、令和6年4月26日に制限付一般競争入札に付した旧九十九里町立作田保育所解体工事について、その請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号 九十九里町道及び東金市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議についてでございますが、九十九里町道と東金市道が重複する町道1-12号線の管理の方法

について協議するに当たり、道路法第16条第2項の規定により議会の議決を求めるものと
致します。

報告第1号 令和5年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでござ
いますが、令和5年度に予算計上した課税事務管理費、戸籍住民基本台帳管理事業、物価高
騰対応重点支援給付事業、予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、生活道路
排水整備事業、橋りょう補修事業、消防車整備費、防災施設整備事業について、令和5年度
内に事業が完了しなかったため、その繰越額や財源内訳を報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、
人権擁護委員の古川比呂子氏が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続
き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見
を求めるものでございます。

以上が本定例会に上程いたします議案の概略となります。どうぞよろしくお願いいたします
す。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時20分とします。

（午前10時05分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎日程第5 一般質問

○議長（中村義則君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

（14番 谷川優子君 登壇）

○14番（谷川優子君） 谷川です。

住民の福祉と利益を守る立場に立ち、令和6年6月定例議会の一般質問を行います。

九十九里町国民健康保険第3期データヘルス計画についてお伺いします。

データヘルス計画は、2008年4月より、40歳から74歳の保険加入者を対象に、市町村に導

入された新しい健康診断です。

医療保険者がレセプト等のデータの分析に基づき、加入者の健康保持増進のために実施する保健事業計画です。政府の日本最高戦略2013により、健康保険組合をはじめとする保険者にデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取組を求めました。

お伺いいたします。データヘルス計画について、九十九里町の課題についてお伺いします。

2点目、特定健診の対象者数と受診率についてお伺いします。

国では、特定保健指導実施率60%以上、特定保健対象者数の減少率25.0%以上、平成20年度に比べての達成目標を定めています。本町において、各年度の目標値と、それに向けての取組についてお答えください。

このデータヘルス計画というのは、住民の健康保持のために、データとして私は重要だと思っています。

3点目は、特定健診の無償化についてお伺いいたします。

現在、特定健診は、基本的な検査について、身体計測あるいは血液検査、脂質検査、血糖検査、肝機能検査などが無料となっていますが、心電図や眼底検査、貧血検査などは、特定健診の中に入っていません。健診の充実を図って受診率の向上は必要ではないでしょうか。

大項目2点目、介護保険料の負担軽減についてお伺いいたします。

日本高齢者人権宣言には、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であり、基本的人権とは、それをなくしては人間として生きていけない。生きる、これは基本です。

私は、2000年にスタートした介護保険制度の負担軽減と制度の改善を一貫して求めてまいりました。しかし、改善されるどころか、要介護1、2を軽度者として保険給付から外し、市町村が運営する総合事業に移行させ、それにより保険料を払っていても必要なサービスが受けられなかったり、また、介護事業所は介護報酬より単価が低いため介護事業所の経営悪化を招くなど、今、問題が生じています。

また、介護保険は、医療負担原則1割だったはずが、一定の所得以上に2割から3割と負担増になりました。それにより、75歳以上の窓口負担2割以上の対象者は約30%となっています。

特養ホームなどに入所している低所得者の食費、居住費を減額する補足給付制度の改悪もありました。補足給付の要件を改悪し、多くの入所者を対象としました。これにより、多くの高齢者は月2万円から7万円の負担増になりました。九十九里町でも、介護保険制度発足

当初の保険料の2倍になっています。

第9期介護保険料改定を見ても、高所得者の負担を引き上げ、また、低所得者の負担を抑える方向性が第9期介護保険事業書で示されていますが、国庫負担割合の引上げなど抜本的な対策が求められると思います。お伺いします。

障害者への介護支援についてお伺いいたします。

障害を持った方は、65歳になると、それまでの障害福祉サービスから介護保険制度に移行することになります。

国は、市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保できないと認められる場合は、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能と通知を出されていますが、それまでの障害福祉サービスから一律に介護保険サービスに切り替えるということではないと思います。障害者への介護支援についてお答えください。

生活に困窮する高齢者の負担軽減についてお伺いいたします。

2点目、介護認定を受けても、経済的事情によって介護1割の負担が重く、使いづらいなど、我慢してしまう、そして重症化してしまう、そういう事例がたくさん起きています。

介護保険の財源は、介護保険料からその半分以上を負担し、65歳以上の第1号被保険者が保険給付の約23%、40歳から65歳未満の第2号被保険者が保険給付の27%と国が決めています。

保険料設定時に、保険料収入に剰余が生じた場合に介護保険事業財政調整基金を積み立てていると思いますが、国に対して介護保険給付の国の負担割合を増やし、介護保険料を引き下げると同時に、町が独自に減免の拡大を行うように求めますが、見解をお聞かせください。

3点目、介護保険料の減免制度についてお伺いいたします。

震災などの大災害や失業などによる著しい収入の減少、あるいは所得段階が4段階の方のみの全世帯が非課税などの大変厳しい要件があり、なかなか減免は受けられません。

コロナ禍の経済の低迷、また、物価高騰などの現状を考えれば、保険料の引下げは必要です。保険料を引き下げのために、国の負担割合を引き上げるということももちろん必要ですが、介護保険制度を充実させるということが今求められています。町は独自に減免対象の拡大を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

4点目は、地域包括支援センターの支援強化についてお伺いします。

九十九里町の高齢者世帯の増加や、コロナ禍で外出ができないなど、高齢者にとって孤立感が深まっています。高齢者に寄り添い、生活相談から困難事例対応など、地域包括支援センターの業務は大変責任が大きいです。

地域包括支援センターは、自治体に設置義務があります。本来、町が行うべき重要な仕事を担っています。求められる業務量と、また職員の配置基準、あるいは委託料などの支援強化についてお答えください。

3点目は、国民健康保険の負担軽減についてお伺いします。

国民健康保険、市町村保険は、自営業者やフリーランス、年金生活者、非正規雇用の労働者など、国民の5人に1人に当たる2,537万人（2022年3月末現在）が加入している公的医療保険です。

国民健康保険の負担は、同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べても2倍に高いのが実態です。国保加入者の高齢化、貧困化が進む一方、国庫負担の削減、抑制を続けてきたため、国民健康保険税の負担増になっています。国保税をさらに値上げすれば、本当大変厳しい追い打ちをかけることになります。

お伺いいたします。1点目、国民健康保険の所得階層が負担増になっていますが、どのくらいの負担増になっているのでしょうか。また、滞納者への実態の把握と支援についてお答えください。

再質問は自席で行います。

○議長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、谷川優子議員の質問にお答えいたします。

初めに、データヘルス計画についての御質問にお答えいたします。

1点目のデータヘルス計画について、町の課題とこのことの御質問ですが、データヘルス計画は、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を目的とし、町がデータに基づき、効果的、効率的な保健事業の実施を図るため策定した計画でございます。

この計画の策定に当たり、町でレセプトや健康診査等のデータを分析したところ、本町の住民については、健診データから生活習慣に関連したメタボリックシンドローム、血圧など、多くの検査項目で異常が見つかった人の割合が千葉県平均より高いこと。血糖、血圧、脂質が3つとも異常とされた方が多いこと。医療費や患者数で見ると、生活習慣に係る疾病が上位を占める一方で、健診で異常値があり、生活習慣病の重症化リスクがあるにもかかわらず適切な診察を受けずに放置している方もいること。40歳から50歳代の特定健診受診率が低いことなどが課題であると考えております。

2点目の特定健診の対象者数と受診率についての御質問ですが、暫定数ではありますが、令和5年度は受診対象者数3,170人に対し受診率は42.5%、令和4年度は受診対象者数3,112人に対し受診率は40.3%であり、令和5年度は令和4年度と比べ、受診率が2.2%向上しております。

3点目の特定健診の受診料の無料化についての御質問ですが、町保健センター等で実施している集団健診は無料でございます。また、都合により集団健診を受診できない場合には、町と契約をしている医療機関で個別に受診することも可能であり、その際には1,000円の自己負担が発生いたします。

次に、介護保険制度の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

1点目の障害者への介護支援についての御質問ですが、障害のある方が65歳になりますと、障害者総合支援法に基づき、原則として障害福祉サービスから介護保険サービスの利用への移行となりますが、その際に利用者負担が増額となる場合がございます。

このような場合の利用者負担を軽減するため、平成30年4月より、一定の要件を満たす方について、特定の介護保険サービスの利用者負担額を障害福祉制度によって支給する新高額障害福祉サービス等給付費が設けられております。

2点目の生活に困窮する高齢者の負担軽減についての御質問ですが、利用者の負担軽減を図るため、介護サービス利用時に支払った月の利用料の合計額が所得に応じ設定された限度額を超えた場合に、その超えた額が介護保険から支給される高額介護サービス費の制度があります。

また、施設入所及び施設へのショートステイを利用した際に御負担いただく食費、居住費についても、所得等に応じた限度額が設定され、これを超える部分について特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されることとなっております。

さらに、いずれの制度も所得の低い方には上限額も低く設定され、負担軽減が図られています。

3点目の介護保険料の減免制度の活用についての御質問ですが、介護保険料は、所得に応じた13段階の負担割合となっており、被保険者の所得が低い場合には保険料負担も低くなる仕組みとなっておりますが、火災や失業などで財産の著しい損害や収入の減少があったときなど、九十九里町介護保険条例で定める特別な事情がある場合には、申請により減額や免除を行うことができますようになっております。

今後も必要な方に減免制度が活用されるよう、制度を周知してまいります。

4点目の地域包括センターの支援強化についての御質問ですが、高齢者人口の増加に伴い、身近な地域で相談体制を整え、高齢者に対する細やかな支援に当たるため、地域包括支援センターを設置しております。

現在、本町では、地域包括支援センターが担う包括的支援業務を介護保険法施行規則に規定する配置基準に基づき、保健師、社会福祉費、主任ケアマネジャーの3人の専門職を配置することが可能な事業者に委託し、総合相談支援から要支援者に対する介護予防ケアマネジメント、権利擁護支援など、幅広く対応に当たっております。

今後も委託先と連携を密にし、支援体制の充実、確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

1点目の令和6年度の国保税の負担増についての御質問ですが、国民健康保険税の税率は、毎年千葉県から示される標準保険料率を参考に、本町の財政状況や基金の保有状況等を総合的に勘案し決定しております。

千葉県が示した九十九里町の令和6年度の標準保険料率は、医療、支援、介護分を合わせて所得割が15.6%に対し、町の所得割は11.3%でマイナス4.3%、均等割が5万7,600円に対し、町の均等割は4万3,000円で、マイナス1万4,600円、均等割が2万7,338円に対し、町の均等割は1万9,000円で、マイナス8,338円となっており、不足した場合は町国民健康保険会計基金から補填しております。

九十九里町の保険税率を前年度と比較しますと、所得割は1.1%の増、それ以外は据え置き、負担軽減に努めております。

2点目の国保税の減免制度についての御質問ですが、災害により損害を受けた方や、失業等により収入が減少するなど、生活が著しく困難と認められる方に対する減免の規定として、町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱及び町国民健康保険税減免取扱要綱を定めております。

今後も必要な方に減免制度が活用されるよう周知してまいります。

3点目の滞納者への実態の把握と支援についての御質問ですが、町では、滞納者の個々の事情を把握して滞納整理に当たっており、納税相談の際には、生活状況、滞納原因などの聞き取りを行い、一括納付が困難な場合は、状況により分割納付等の相談に応じております。

また、生活が困窮している場合には、関係機関と連携を図り、対応しております。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

データヘルス計画についての課題について再質問を行います。

住民の健康増進が目的とされていると思いますが、今、町長答弁でも、大変高い、生活習慣病を起因としていると。糖尿病も、その他の疾患の発症をいかに引き下げるかが、健康指導などの啓発事業が必要だと思いますが、この啓発事業に対して町はどのような計画があるのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） それでは、お答えさせていただきます。

生活習慣病を中心とした疾病予防の取組として重要と考える健康診査及び保健指導を有効に実施するため、九十九里町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画、こちらを策定しております。

その中で、特定健康診査の受診率向上に向けた取組としまして、千葉県国民健康保険団体連合会と共同でのポスター掲示、それから、啓発物の配布等の広報活動を計画しており、またそれらを実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問ですけれども、例えば利用しやすい健診、あるいは指導のための方策として、メールやアプリなどのそういった検討はされているのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

千葉県、先ほどの回答と一部重なりますが、千葉県国民健康保険団体連合会と共同事業でのポスター掲示、それと啓発物の配布、そのほか町の広報紙、防災行政無線、それから安全・安心メール、こちらによる広報活動を実施しております。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 特定健診対象者数と受診率についての再質問をいたします。

国では、特定保健指導実施率ということで60%以上とされています。特定保健指導対象者数の減少率を25%の達成を目標に定めているようですが、ちょっとこの数字を見ただけでも国との乖離があると思うんですけれども、例えば保健指導員を増やし、住民の相談や指導などのそういった計画はあるのでしょうか。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

特定健診の受診率向上に向けまして、A I を活用し、受診歴や健診の結果を分析した上での受診勧奨や、防災行政無線、安全・安心メール等による広報活動を実施しておるところでございます。

また、特定保健指導の実施率の向上を図るため、民間機関等に委託し、専門家による勧奨を今年度も実施していく予定でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 特定健診の受診無料化について再質問いたします。

先ほど町長も最初にお答えいただいたんですけども、現在、特定健診は、基本的な検査について、身体測定や、血圧測定、理学的検査、あるいは検尿、血液検査、脂肪検査などは今は無料ですけども、一定の基準の下、医師が必要と認めた場合には、心電図や眼底検査、貧血検査、がん検診などを、特定健診、そういったものは特定健診には無料では入っていないと。やはりそういったことも大事だと思うので、できれば受診率を上げるためにも、そういう負担をなくすというところはどうなんでしょうか。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

心電図、それから眼底検査、貧血検査、いわゆる赤血球ですとか、血色素量、ヘマトクリット値、こちらにつきましては、当日または昨年度の健診の結果などから、医師がこれは必要であると判断した場合には、無料でこちらの検査を実施しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 何しても住民が受けやすい体制を取っていかないと、受診率の向上は望めないと思いますので、そこはよくよろしくお願いいたします。

次は、介護保険制度の負担軽減についてお伺いいたします。

65歳になった障害の方が、それまで利用していた障害福祉サービスから介護保険サービスへの変更を自治体から迫られると。介護保険になると利用できるサービスが減ったり、自己負担を求められたりする。今まで無償で受けられていたものが1割負担になってしまう。負

担がかかってくると。収入が限られている障害者の方にとって本当に死活問題だと思うんですね。憲法が保障する生存権の侵害だと、今、処分取消しを求める訴訟を起こしている障害者の方もいます。

住民税非課税世帯の障害者の場合、障害福祉サービスは無料ですが、介護保険になると、月1万5,000円からの利用料が発生する、負担が発生すると。

国では、市町村が適当と認める、支給量が介護保険サービスのみによって確保できないと認められる場合には、障害総合福祉法に基づくサービスを受けることが可能という通知が当然出ていると思うんですけれども、町は障害を持った方が介護保険に移行するに当たって、それまでの障害サービスから一律に介護保険サービスに切り替えるわけではないと。障害福祉サービスの上乗せ要件の基準については、どのような基準なのか、もし分かったらお答えください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

町では、65歳に達する障害のある方に対しては、利用を希望しているサービスの具体的な内容を聞き取った上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けられるのかを適切に判断し支給決定を行っており、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしておりません。

また、自立訓練や就労移行支援などの障害福祉サービスの固有のものや、介護保険サービスのみによって支援が確保できないものと認められるものにつきましても引き続き障害福祉サービスの利用が可能であるとしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問を行います。

今、課長たちにお答えいただいたように、全身性障害者について身体障害者手帳の1級を所持している者、また肢体不自由による身体障害者手帳を所持している者のうち両上下肢が1級相当でなければ障害者福祉サービスの上乗せはできないと、こういう基準があるんですよね。大変、この基準は厳しい基準になっている。この基準は町が決めているものですから、障害等が限定せず柔軟な運用ができるというふうになっていると思うんです。

だから、障害を持った方が介護サービスで足りない分、あるいは福祉サービスで必要な支援を速やかに受けられるように、町として基準を使いやすい基準に変えるということはどうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

障害福祉サービスでは、生活保護世帯、住民税非課税世帯は負担がゼロ、住民税課税世帯は上限額を設けて御負担をいただいております。

65歳になり、介護保険サービスを利用される場合には1割負担を取っているというところでございますけれども、障害のある方の年齢が65歳に達したからといって、必ずしもこれまで受けていた障害福祉サービスが断ち切られるというわけではなく、個々の障害の状況等を見てから、必要と認められる場合には共同生活援助の利用も含めて認めておりますので、引き続き障害のある方に寄り添った支援をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次に、生活に困窮する高齢者の利用の負担軽減についての再質問を行います。

この間、年金額の引下げが続いて、介護保険料は改定のたびに引き上げられ、さらに物価高騰の影響も受けて経済的に大変厳しい高齢者、ケアプランでは介護サービスが必要との判断があっても、利用料負担が、1割の負担が重いためにサービスを抑制する、あるいは利用を諦めるということが起きています。

利用者負担に対する減免制度、あるいは災害や生計者の入院など特別な事情だけが減額のみです。町独自のサービス利用減免制度を設ける考えはありませんでしょうか。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

介護サービスを利用されている方の利用者負担につきましては、介護保険法に基づき、災害その他特別の事情にある場合には、本人の1割負担を1割未満の負担に軽減することが可能となっております。

災害その他特別の事情につきましては、主たる生計者が災害により財産に著しい損害を受けた場合、主たる生計者の事故や事業の休止、廃止等により収入が著しく減少した場合などがあります。

町独自のサービス利用料の減額、免除の措置については、他の利用者負担との均衡や、介護保険財政への影響など、総合的に勘案し、現在、独自の規定を設ける予定はありません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

確かに現在は、利用者負担に対する減免制度に対しては、災害や生計者の入院など特別な事情という、その事情による減免のみだと。先ほどから言っているように、やはりその基準が大変厳しいと。誰でも受けられるようなわけではないし、その基準額についても、きちっと、どのくらいになったらこういう対象になりますよというのが、国保税にしても何にしても基準額がはっきりしていない。そういった基準をはっきりさせて、高齢者のそういったサービスを助けるということに徹してほしいと思います。

3番目、介護保険料の減免制度。

今、物価高騰と、年金引下げの中、高齢者の暮らしが大変な暮らしになっています。保険料や利用料の減免制度など、所得者対策、実態に合わせた限度額の設定、あるいは特養ホームや在宅介護を支えるためのデイホームなどの施設整備、ホームヘルパーなどの人的確保と質の向上が求められていると思います。

低所得者の利用率が介護度4、5と重くなるほど利用率が低くなっているのが現状です。

町独自の減免制度はどのように考えているのか。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

利用者負担の減免の制度というところでの御質問だと思いますが、利用者負担につきましては、給付と負担の公平を図る観点から、応能負担の原則に基づき御負担をいただいているものであり、制度の根幹をなすものでございます。

国などの補助等がない中で独自の規定を、減免を実施することは、安定的な制度運用に影響を及ぼすことが懸念されていることから、実施に当たっては慎重に検討する必要があると考えております。

町といたしましては、介護サービスを利用されている方の負担軽減となる高額介護サービス費などの介護保険制度の周知に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次は地域包括支援センターの支援強化について再質問を行います。

地域包括支援センターの業務内容を考慮すると、町民がいつでも安心して利用できる支援センターであるために、町の公的責任を後退しないことが求められているのではないかと思います。

います。

本来、公的にやらなければいけないことを地域包括支援センターに、今、依頼しているわけですが。そのために、高齢者福祉課内に保健師や社会福祉士の専門職を配置したり、また、各支援センターと連絡を取りながら、しっかりと行政としての役割を果たして、高齢者の生活を支援することが大事だと思いますけれども、地域包括支援センターの支援強化についてどのようにお考えになっているのかお答えください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

地域包括支援センターは、要支援者数の増加により、ケアプラン作成件数の増加や、高齢化の進展に伴う独り暮らしの高齢者の増加により、日中の相談件数や、緊急的な対応、困難事例なども増え、対応にはかなりの時間を要するケースも増えております。

町では委託先と連携を図る中で、業務の円滑な推進を図るため、必要に応じて社会福祉法人の運営する本体施設から応援職員を配置するなどの協力をいただき、日中の体制を強化することで、増加する相談等への適切、迅速な対応が図られております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 地域包括支援センター強化についての再々質問をいたします。

町の支援センターに対しての主体的、町に責任があると思いますが、地域包括支援センターの人員配置基準や人員確保について、どのような対応をしているのかお答えください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

地域包括支援センターの人員配置基準につきましては、地域包括支援センターが抱える人材確保が困難になっている現状と課題を踏まえ、配置基準を緩和する介護保険法施行規則の改正が行われており、今後、町でも基準条例の改正を検討し、包括的支援業務の円滑な推進を図ってまいります。

また、同センターの委託料につきましても、今年度、研修研究費を増額しており、町は責任主体として、職員研修の充実等による支出の確保や専門性の向上を図り、人員体制の強化、充実による機能強化を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次は、国民健康保険の負担軽減についての再質問を行います。

国民健康保険税の滞納世帯は何世帯か。それに伴う短期保険証の発行、世帯数が分かれば教えてください。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

国民健康保険税の滞納者ということで、令和5年度末現在581世帯、前年度より40世帯の減少であります。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

今回、所得割が7%に上がっていると思うんですけども、平均家庭でいうとどのくらいの負担増になりますか。分かればお答えください。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

平均的なケースで説明させていただきます。40代の年収400万円の世帯主、30代の年収110万円の配偶者で、小学生のお子さんが2人の4人の家族で申し上げますと、2万7,000円の増額となります。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次は、国保税の減免についてお伺いいたします。

国民健康保険税の患者負担を減額免除する市町村の制度に関する新たな基準を示す通知が出たと思いますけれども、新基準による減免額の2分の1を国が特別調整交付金で負担する方針を表明しています。

この国保法の44条は、患者負担の減免を市町村が行えると定めています。しかし、これまで国による具体的な運用基準や財政支援がありませんでした。このため、減免制度を持たない市町村が半数近くに上っていました。ところが今回の厚労省通知は、災害、廃業、失業などで収入が生活保護基準以下に急減、あるいは預貯金が生活保護基準の3か月以下である世帯を減免の対象とするという基準を国として示したと思いますけれども、九十九里町も災害、廃業、失業などで収入が急減した、そういった方に対しての国保法の減免の44条の規定をぜひつくってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 国民健康保険法第44条第1項に規定する一部負担金、こちらの減額のお話かと思いますが、こちらにつきましては、九十九里町国民健康保険一部負担金減免及び執行猶予取扱要綱において定めております。

生活保護の基準生活費に対する実収入月額合計が1.15を超え1.205の場合は8割の減額、それから1.205を超え1.255の場合は5割の減額というふうに定められております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはり、今の減免制度では、なかなか申請減免といっても大変厳しい。よく、御本人が申請する該当になっているのかも分からないということだと思うんですね。

ですから、国保法は、44条、77条が減免規定としてあるので、規定基準をきちっとつくってください。生活保護基準の1.3とか1.5とかつくってある自治体では、そういった基準が出されているので、よろしくお願いします。

次は、滞納者の実態の把握と支援について再質問を行います。

国保法の第1条では、社会保障及び国保の向上を目的として、国民に医療を保障する制度だというふうになっています。その制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、あるいは人権や命を脅かすようなことがあってはならないと思います。住民の生活実態をよく聞き、住民の生活実態に合った対応が求められると思いますが、町の対応をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

滞納者へ個別に滞納の状況を伺い、個々に合う分納等の指導を行い、また休日納税相談窓口の開設や徴収補助員による訪問による臨戸徴収、過年度分の口座振替の案内をしております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 収納向上に関しての再々質問を行います。

収納率向上の、こういった掛け声の下で生活や営業が大変厳しくなって国保税を滞納せざるを得なくなった人に救済の手を差し伸べる、それが一番大事なことだと思うんです。けなしの預貯金や家電製品まで差押えするなど、無慈悲な強権的な取立てが、今、全国でも横

行しているように、先日の新聞にも書いてありました。

九十九里町では、そうした実態の把握と、そうした住民への支援を求めて、私は一般質問を終わります。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 10 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 58 分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、4 番、西村みほ君。

（4 番 西村みほ君 登壇）

○4 番（西村みほ君） 4 番、西村です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

九十九里町では田植が一段落し、田んぼの苗で辺り一面が青々としてくる季節がやってまいりました。今回の質問では、農業関連を中心に質問させていただきます。

まず 1 点目、農業振興地域整備計画全体見直しについてお伺いいたします。

本町の基幹産業の一つである農業の現状は、多くの市町村と同様、高齢化と後継者不足等の問題が深刻化しており、それに伴い耕作放棄地増加の問題を抱えているため、適切な土地利用及び農業生産の目標等を総合的に見直す必要が生じています。

県で定められている農業振興地域整備計画事務取扱要領では、食料・農業・農村基本法に基づく基本構想が 5 年ごとに見直しを行うことになっており、これらの計画との整合性を図り市町村の農業振興の総合的な見直しという観点からも、おおむね 5 年ごとに全体見直しが必要とされております。

本町におきましては、農業振興地域指定を昭和 44 年度に行い、農業振興地域整備計画は昭和 46 年に策定されました。その後、昭和 49 年度、昭和 61 年度、そして平成 10 年度に計画変更が行われ、現在に至ると聞いております。

そこでお伺いいたします。

1 点目、農業振興地域整備計画全体見直しを開始した年度をお聞かせください。

2 点目、現在の全体見直しの進捗状況をお聞かせください。

3 点目、町で全体見直しを行っている期間については、個別の変更申出はできないのですが、現在個別変更の申出受付を実施しているのかお聞かせください。

続いて、大項目 2 点目、両総土地改良区第 9 工区（豊海地区）の再整備についてお伺いたします。

先輩議員からも過去に質問があったかと思いますが、この問題に関しては解決に急を要する問題かと思うので、私自身は農業をなりわいとしておりませんが、本町の農業に関する課題解決の観点から、地元の農業者の方より御意見をいただいたので質問させていただきます。

現在、両総土地改良区第 9 工区（豊海地区）の農業の現状は、ほかの地域と同様、担い手の高齢化や農家数の減少が待ったなしで進んでおります。昨今、近隣自治体では、地元の農家のほかに、地元以外からの大規模農家が参入するケースが見られます。

しかしながら、この豊海地区の圃場の規模は 10 a、いわゆる一反歩区画であること。また、パイプラインが未整備で、排水路は構造物ではなく土水路であり、毎年堆積した土砂のしゅんせつ作業が生じること。そして、農道が狭いため営農に大変苦慮されているという話を伺っております。こういった苦労話をお聞きすれば、この地区で営農するという意識は低下します。それらを見据えて、第 9 工区では準備委員会を立ち上げ、再整備の実施に向けた活動を始めていると聞いております。

そこでお伺いたします。

1 点目、現在の第 9 工区の再整備の進捗状況について、町は現状を把握されておりますでしょうか。

2 点目、町全体の農業振興を図る上で、圃場整備について町はどのように考えられ、どのような計画がありますか。

大項目 3 点目、子育て支援についての質問に入ります。こちらに関しては、令和 5 年 3 月の定例会の中でも触れさせていただいた内容になりますが、その後の追跡質問をさせていただきます。

こども家庭庁では、妊婦や子育て家庭への支援のため伴走型相談支援を推奨しており、その相談では対面や SNS、アプリ等を活用したオンラインの方法により面談を行うと記載されております。

本制度に関して、立案したこども家庭庁長官官房総務課担当者から直接レクチャーを受け、自治体にてどのような事業が対象になるのかも確認してまいりました。本事業について実施主体は各自治体ですが、事業費に関しては国からの交付金があり、自治体が創意工夫を凝らしながら伴走型支援や経済的支援を図るものとしております。

それらを踏まえ、令和5年3月の定例会の際には、子育てに特化した相談員、例えば助産師や保育免許のある方などを採用し、オンライン相談やメールでの相談を受けられるよう、仕組みづくりを検討してはと要望させていただきました。当時の執行部からの回答では、オンライン相談やメール相談など、対象者のニーズに寄り添う仕組みや効果的な方法について、今後検討してまいりたいと考えておりますと御答弁がございました。

そこでお聞きいたします。妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に、オンライン相談を取り入れる考えはございますか。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業振興地域整備計画全体見直しについての御質問にお答えいたします。

1点目の農業振興地域整備計画全体見直しを開始した年度はと、2点目の現在の全体見直しの進捗状況はとの御質問につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

本町の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足に加え、耕作放棄地の増大などの問題が深刻化してまいりました。このことから、優良な農地を保全するとともに、効率的な利用を促進するため、計画全体の見直しを図るための準備作業として、平成10年当時に作成した農業振興地域図を、平成30年度から令和2年度にかけてデータベース化し、令和3年度から千葉県との協議を開始したところでございます。

この協議において、県から現況地目との食い違いなどの指摘事項が示され、この修正作業が当初の見込みよりも時間を要することから、令和5年度に協議を一旦中断いたしました。

現在の状況としましては、農地の現況を整理しながらデータの修正作業を進めているところでございます。引き続き、本町の農業振興における健全な発展を図るため、早期に県との協議を再開し、全体見直しの完了に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目の現在個別の変更申出受付を実施しているのかとの御質問ですが、農業振興整備計画の全体見直しに関する協議を開始しますとデータの更新を凍結する必要があるため、本町においても令和3年度から農振農用地の除外申請を停止しておりましたが、令和5年度に協議を一旦中断していることから、現在は受付を再開しています。今後、協議が再開した際には、改めて受付を停止することとなります。

次に、両総土地改良区第9工区（豊海地区）の再整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の第9工区の再整備の進捗状況について町は現状を把握しているのかとの御質問ですが、農業経営を将来にわたり継続させるために圃場を整備することは、生産コストの低減や耕作面積の拡大など経営基盤を安定させ、さらには新たな担い手の育成につながるなど重要な取組であることは理解しております。

しかしながら、圃場の整備は、地域の農業並びに農地を将来どのようにしていくのかを地域単位、つまりは工区単位で話し合い、工区自らが整備方針を決定する必要があるとございます。現時点において、当該工区から具体的な整備方針は示されておきませんが、御要望があれば町としても可能な限り協力を惜しまない考えでございます。

2点目の町全体の農業振興を図る上で、圃場整備について町はどのように考えられ、どのような計画があるのかとの御質問ですが、圃場整備については将来にわたり営農を継続する上で重要な取組であると認識しております。

町では、これまでの人・農地プランの内容に、将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を加えた地域計画の策定を進めているところであります。この地域計画は、10年後に目指す農地利用の姿を、農地一筆ごとに農業者の利用意向などの情報を地図上で見える化いたします。今後の圃場整備については、こうした新制度の特徴をうまく活用して各工区で進めることが効率的であると考えています。

次に、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援にオンライン相談を取り入れる考えはどの御質問ですが、伴走型相談支援につきましては、全ての妊婦及び0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象に、妊娠期から出産後において面談を行うもので、原則対面で行っておりますが、世帯の都合などにより電話や郵送によるアンケートといった方法も取り入れているところでございます。

本町におきましては、令和6年10月からSNSのLINEを活用した行政サービスの導入

を予定しており、その中で伴走型相談支援についてもLINEによる相談を取り入れてまいりたいと考えております。

今後も、子育て世帯のニーズを踏まえた施策を実施し、安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

以上で西村みほ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） それでは、1点目について再質問いたします。

町長の御答弁では、平成10年当時に作成した図をデータベース化したところまでは理解いたしましたが、結果的に5年ごとに1度の全体見直しは、平成10年度以降行われていないというような御回答のように思われます。

御答弁では、早期の全体見直し完了に向けて努めてまいりますということでしたが、どのような体制で行っていくのかお答えください。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） それでは、計画全体見直しに係る業務体制についての御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、全体の責任それから意思決定につきましては、当課の所掌事務でございますので私が行うこととなりますが、事業の進捗管理につきましては副主幹が、また実務を担う主担当に加えて業務の継続性や知識の共有、繁忙期の負担分散等々、担当職員の業務を補完するために、副担当を1名選任し業務の遂行に当たることとしてございます。

さらに、突発的な業務量の増加など不測の事態が発生した際には、係の枠を飛び越えて業務に当たりたい、柔軟に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） ただいま課長より万全の体制での今後の回答をいただきましたので再度の質問は行いませんが、平成10年度以降行われていなかった全体見直しについては、農地に関して知識を有する職員のマンパワーが必要かと思われます。今回に関しては事業の滞ることのないよう要望いたします。

2点目について質問させていただきます。

御答弁では、令和3年度から千葉県と協議を開始したということですが、過去の予算書を確認したところ、平成30年度9月補正予算、令和元年度、令和2年度に農業振興地域関連の予算が計上されております。これらの執行された予算額は何に充てられた金額なのかお答え

ください。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） これまでの事業費についての御質問でございますが、平成10年度に作成をいたしました紙ベースの農振農用区域図を電子データに更新する作業が主なものでございますが、具体的に申し上げますと、平成30年度に紙ベースの農振区域図をデータベース化するために、航空地図と住宅地図の重ね図を作成しまして、これに土地の登記情報を突合し区域図の更新作業を行いました。

令和元年度には、河川改修であるとか広域農道をはじめとする道路改良などの除外地のリストアップを行いまして、これを区域図に反映させて全体見直しの基礎データの作成をいたしました。

さらに、令和2年度でございますが、県との協議を図る上で必要となる図面や様式などの資料を作成するためのシステムの改修を行ったものでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 3回目の質問を行います。

私の資料では、平成30年度、約140万円、令和元年度、約230万円、令和2年度で約198万円の業務委託料を支払っております。この金額は、課長がおっしゃるデータ整備を意味していると思われませんが、これだけの予算をかけて結果的に全体見直しが完了しなかったという点に疑問を感じます。今年度内、または来年度に向けて全体見直しを行う場合、どのぐらいの予算要求をされるのか、その内容を教えてください。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 今後作業を進めていく上で、その中で発生する地図データの更新作業、これにつきましては通常のシステム保守の中で賄うこととなります。また、県と協議をしていく上で必要となりますシステム修正につきましても、これは既に完了してございますので、これらに対する費用負担はございません。ただし、これまでの修正データを土地利用計画書に反映させる必要がございますので、そのための経費が必要となるものでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございます。それでは、今の御答弁で諸経費のみで

全体見直しが完了するという理解でおりますが、30年滞っていた事業ですので、速やかに作業を進めていただきますようお願いいたします。

続いて、3点目の再質問をいたします。

令和5年度に県との協議を一旦中断し、個別の変更申出受付を再開したということですが、どのように周知されているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 現在、県との協議に向けましてデータの整理を進めているところでございますので、個別の申請につきましては受付を再開しているところでございます。

御質問の住民周知についてでございますが、町のホームページを通じて御案内を申し上げていたところでございますが、周知が十分であったとは考えてございません。今後、県との協議が再開した際には、ホームページに加えまして広報、安全・安心メール等々、町の様々な媒体を活用して広く住民周知を図る考えでございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 令和3年から5年の間に個別受付の申込みを住民周知されたということですが、ホームページのみでは住民に対する案内は不十分で、現在はホームページ上、何のデータも残っておりません。全体見直しの案内だけではなく、個別受付開始の周知に関しても滞りなく広報など町の広告媒体を活用し、広く周知していただく必要があると思います。

本件についてまとめます。この項目については、住民の方から御意見をいただき質問させていただきました。

令和3年から5年の間に、農振除外の申込みについて担当課に問い合わせたそうです。その際、町では全体見直しを行っているという回答だったそうで、住民の方はその後も周知がないので継続して全体見直しが行われていると思った、全体見直し期間なので個別の受付については中止していると思い申請を控えたという意見がございました。

私が、今回問題視しているのは、全体見直しについて住民に周知しているにもかかわらず、結果的に平成10年度以降実施がされておらず事業も完了していないということ。そして、住民に対し周知が不十分であったという点だと思われます。

議員は予算の執行については監視するものの、事業の完了までしっかりと監視する必要があると思われる案件だと感じましたので、今回質問させていただきました。町執行部に対し、職員の異動等で事業が滞ることのないよう、この全体見直しについて速やかに完了していただくよう強く要望いたします。

続いて、大項目２点目の１の再質問に入ります。

通常、土地改良と呼ばれる再整備には多くの時間と予算がかかるため、既に整備が完了している自治体の事例をお聞きすると、その自治体のまちづくり、そして農業政策に対する計画と職員のマンパワーが必要だと伺いました。

町長の御答弁では、要望があれば協力を惜しまないということですが、町全体の農業振興を考える上で、本件の推進には町はどのような具体的な計画を持っているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 圃場整備の重要性につきましては、先ほどの町長答弁でも申し上げたとおり、大変な、重要な取組であると認識しているところでございます。しかしながら一般論で申し上げますと、耕作者の高齢化、それから後継者不足によって地域の合意形成を図ることは非常に困難であると考察しているところでございます。

こういった状況の中で、現在策定を進めてございます地域計画、ここでは規模を拡大する営農者の利用意向が見えてまいりますので、場合によっては工区単位にこだわらず、小規模な圃場整備も可能になるものと考えてございます。

したがって、まずは地域計画の策定を優先し、その中で新たな可能性も見据えながら、農業者の意向を踏まえた圃場整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ４番、西村みほ君。

○４番（西村みほ君） 課長の御答弁では農業者の意向を踏まえてとおっしゃっていましたが、近隣自治体の再整備が完了した地区の御意見を伺ってきました。

その地域では、自治体が農業者と一緒に計画を考え、自治体がリードして再整備を行ったそうです。結果的に圃場やパイプライン等の整備だけでなく道路の拡幅などについて、農業者はもとより一般住民にとっても利便性が図られているということです。この点に関して、九十九里町が工区と両輪になって計画する必要があると考えますが、再度御答弁をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 第９工区の取組、それから町の取組についてでございますが、９工区では平成28年度から役員を中心として再整備に向けた調査研究、勉強会を開催しておりますが、町といたしましても工区とともに平成28年度に県を招いた勉強会に参加したのを

皮切りといたしまして、その後も説明会や研修会あるいは先進地視察を行ったほか、昨年度につきましては3日間にわたり9工区主催の座談会に県と共に参加をしたところでございます。

今後も町といたしまして協力を惜しむことはございませんが、一方で工区の中には様々な経営体がありまして、将来の農業経営についてもそれぞれ意見が異なっていることから、合意形成を図るということは困難な状況にあるようでございます。

そういったことから、まずは地域の課題の洗い出しをしまして、地域の中で解決をしていくことが先決であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 町側も過去に様々な協力しているということは分かりました。しかしこの再整備については、長期的、多角的な観点から、県、自治体の助言が必要な事業です。現段階で、大網白里市、東金市、山武市の一部の地域で圃場整備が進められていると聞いております。第9工区についても引き続き再整備について推進できるよう御支援をお願いいたします。

続いて、2点目の再質問に入ります。

令和4年6月に農林水産省から発表された地域計画ですが、町はこの策定についてどのように進めるのか教えてください。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 地域計画の進め方でございますが、これは土地改良の工区を単位といたしまして、地域を5ブロックに分けて、それぞれ農業者の話し合いの場を設けます。この話し合いによって、1筆ごとに将来誰が耕作していくのかを考えまして、10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した目標地図の作成や、課題の洗い出しを行い、計画として取りまとめてまいります。

その結果について、農家や関係機関に説明した後に、2回の公告縦覧を経て策定となりますので、完成につきましてはおおむね今年度末を予定しているものでございます。

なお、この策定に際しましては、農業者の負担とならないように農繁期を避けるなどスケジュールの調整、配慮をまいります。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。

また、この9工区について取り上げたのは、再整備は圃場だけの整備に限らず、一般住民も使用する道路の拡幅や整備にも波及していきます。そういった意味で、農業者と自治体が両輪となって情熱を持って進めていただくようお願いいたします。今後も農業振興地域整備の全体見直しと、両総土地改良区第9工区の再整備については注視していき、一般質問でも取上げさせていただきたいと思います。

続いて、大項目3点目について再質問いたします。

前回の一般質問では、ニーズに寄り添う仕組みづくりや効果的な方法を検討してまいりたいと御答弁がございましたが、子育て世帯へのニーズ調査は行ったのか教えてください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

ニーズ調査という形では行っておりませんが、既にZ o o mによるオンライン相談を導入している東金市に利用状況などについて確認をしたところ、現時点において利用実績はないということでした。

先ほど西村議員がおっしゃったとおり、伴走型相談支援については対面やオンラインを活用した対応が推奨されており、オンライン化することで利用者の利便性の向上や、自治体業務の効率化が図られるなどのメリットがございますので、L I N Eを活用した相談支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 3回目の質問をいたします。

近隣2市でコロナ禍に導入されたZ o o mでのオンライン相談については、現在利用実績がないことは私も両市の担当課に確認いたしました。しかし、市原市では、小児科、産婦人科、助産師に無料で相談できるオンライン相談の窓口を設けており、こちらに関して窓口は民間委託となり24時間相談可能で、実際に私の友人も夜間相談を利用したということでした。

本町のホームページを見る限り、常に保健師を募集している状態ですので、高齢化も相まって、現在の職員数では、保健師さんだけでは多くの負担があるのではないかと考えます。国の方針では、伴走型相談支援は民間委託も推奨されておりますが、本町は検討されておりますでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

国のガイドラインでは、伴走型相談支援における面談の対象者として、妊産婦のほか、同居家族も一緒に面談することが推奨されており、複雑かつ多様化するニーズには民間委託も含め専門的な知識を有する保健師等の専門職の対応が求められているところでございます。

町では、妊娠してから子供が成長するまでの間、子育て世帯といろいろなつながりを持ち、子育てに深く関わり合うことが多い町の保健師による対応としております。妊産婦の悩みや育児不安などの様々なニーズを真摯に受け止めることで信頼関係を構築し、相談しやすい環境となるよう日頃から心がけており、民間委託による相談支援も可能となつてはおりますが、引き続き町保健師による対応を予定しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 本町の保健師さんがきめ細やかに優しく対応してくださるのは、私が妊産婦時代からお世話になっておりますので、よく承知しております。しかしこの高齢化、高齢者が多くなっている本町では、負担が増えているのではないのでしょうか。

印西市などでは、子育てに関して SNS によるオンライン相談受付を行い、そのデータを契約した事業者の AI、人工知能がデータを分析し、支援が必要な子供や家庭に対してプッシュ型支援を行う実証実験を始めております。こうすることで保健師さんの負担を減らし、潜在的に困っているお子さんや家庭へのきめ細やかな子育て支援を行うことができます。

浅岡町長が重要視する施策として、子育て支援に重点的に取り組むとおっしゃっておりますので、職員や保健師さんの負担を増やさず、子育てしやすいと言われている自治体を参考にしながら取組をしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は 1 時 45 分です。

（午後 1 時 33 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 44 分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、松井由美子君。

（3番 松井由美子君 登壇）

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

議長のお許しをいただきましたので、6月度定例会において質問させていただきます。

初めに、今年元旦に発生した能登半島地震において、4月末時点でおよそ4,600人の住民がいまだ避難生活を余儀なくされていると伺っております。

また、今月3日に発生した余震により倒壊した家屋もあり、さらに避難者は増えていると思われまふ。発災当初より復興が進んでいるとはいえ、まだまだ不安な日々を過ごされている方は多いと思います。一日でも早く復旧・復興し、平穏な日々が過ごせるよう心から願っております。

自然災害はいつ起こるか予測がつきません。本町においてもしっかりと対策を立てていかなければなりません。

それでは、安全・安心のまちづくり、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくりを目指す観点から質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

大項目1番、自転車ヘルメットについて伺います。

道路交通法の改正に伴い、現在、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務となりました。交通事故の被害を軽減するためには頭部を守ることがとても重要です。

ところが、昨年実施した千葉県警のアンケートによると、ヘルメットの着用が努力義務となったのは9割以上の方が知っていたものの、ヘルメットをかぶっていないと答えた方が約8割でした。かぶっていない方の理由の一つとして値段が高いとの意見も多くあり、着用促進の壁となっていることが分かりました。

本町でも町民の安全のためヘルメットの着用促進をすべきであり、そのためにはヘルメットの購入時の助成が必要と考えますが、町の見解を伺います。

大項目2番、高齢者・障がい者福祉について。

1点目に、加齢等により耳が聞こえにくい方への支援として、軟骨伝導イヤホンの住民窓口配備について伺います。

加齢性難聴は誰でも起こる可能性があります。一般的に65歳を超えると急に増加すると言われており、75歳を超えると7割以上との報告もあります。本町では65歳以上の人口が40%を超えており、高齢化が進んでいます。これに伴い、今後耳の聞こえに不安を感じる方が増

えていくことが懸念されます。本庁舎や保健センターの窓口でも何らかの支援が必要になると考えておりましたところ、県内での自治体で初めて四街道市が軟骨伝導イヤホンを配備したとの情報を知り、早速九十九里町公明党として善塔議員と共に先日四街道市役所に視察に伺いました。軟骨伝導イヤホンは奈良県立医科大学の細井学長により発見されました。同機は通常の骨伝導と比べて、耳穴を塞がずに軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、痛みや音漏れが少なく、音が立体的で聞きやすい機器です。コンパクトで場所も取らず、心配していた衛生面でも、通常のイヤホンのような穴や凹凸がないため、一拭きできれいに清掃が可能です。実際に体験してみると、小さな声でお話ししていても本当によく聞こえました。耳が聞こえづらい来庁者には大きな声で話すなどの対応が必要となりますが、大きな声での会話や何度も聞き返しをすることで、相談内容や個人情報周囲に漏れる可能性があります。

本町でも、町民との円滑なコミュニケーションを図るためや、耳の聞こえに不安のある方への支援として、窓口で軟骨伝導イヤホンの導入が必要と考えますが、町の見解を伺います。

2点目に、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者の支援について伺います。

近年、様々な災害が各地で頻発しておりますが、災害での犠牲者の割合は、重症心身障がい児者を含め、障がいのある方は一般の方の2倍に上ったという調査結果があります。災害時に障がい児者をどのように避難させるか、地域や行政で取り決める必要があります。災害時以外でも障がい者が直面する問題として、介護者が病気になったときの対応など様々ありますが、特に懸念されるのは、災害により長期停電になったとき、人工呼吸器や電気式医療機器が使用できなくなることです。停電により障がい者が命を落とすようなことがあってはなりません。

町として、重症心身障がい児者を含む障がい者に対してどのような支援をされているのかお聞かせください。

次に、大項目3番、熱中症対策について伺います。

消防庁によると、令和5年5月の全国における熱中症による救急搬送人員は3,655人とのことです。つい先日5月29日にも、神奈川県の小中学校で運動会の練習後、児童39人が熱中症の疑いで病院に搬送されたとの報道がありました。一般的に子供や高齢者は熱中症になりやすいと言われています。

現在、熱中症対策として、公共施設や学校などに給水スポットの設置をする取組が多くの地域で進行中です。

また、暑さをしのぐ一時避難場所、これをクーリングシェルターと言いますが、冷房の効

いた公共施設を休憩スペースとして利用できるようにする自治体も増えています。

そこで2点伺います。

1点目に、小・中学校への給水スポット設置について、町のお考えを伺います。

2点目に、公共施設の一部を休憩スペースとして開放するクーリングシェルの導入をぜひ進めていただきたいと思いますと思いますが、町の見解を伺います。

次に、大項目4番、防災対策について。

先ほどから申し上げていますが、近年、災害が多発していることから、町としても防災対策は重要な課題であります。

発災時、避難所運営は非常に大変であることは周知のとおりです。そこで、町ホームページに掲載されている避難者カードについて伺います。避難者カードは、避難所開設時に受付で混乱を避けるために事前に記載していただくものですが、現在の町のホームページに掲載されている避難者カードは2014年に掲載されたもので、掲載箇所も分かりにくいと感じます。日頃からの防災意識の向上のため、多くの町民に事前に記載していただけるようにホームページを更新し、見やすい箇所に掲載するなどの周知をお願いしたいと思いますが、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

なお、熱中症対策についての1点目、小・中学校への給水スポット設置についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

では初めに、自転車ヘルメットについての御質問にお答えいたします。

自転車ヘルメット購入の際の助成についての御質問ですが、自転車死亡事故の約65%が頭部に致命傷を負っており、頭部を守ることが大変重要であることから、道路交通法の一部が改正され、令和5年4月1日から全ての自転車利用者はヘルメットを着用することが努力義務化されました。これを受け、町といたしましては町民の交通事故被害の軽減と安全運転意識の向上を図るため、ヘルメット購入費用の一部を助成することを検討しております。

次に、高齢者・障害者福祉についての御質問にお答えいたします。

1点目の、加齢等により耳が聞こえにくい方への支援として、軟骨伝導イヤホンの住民窓

口配備についての御質問ですが、軟骨伝導イヤホンは耳の周辺の軟骨に振動を与えて音を伝える技術であり、加齢などにより聞こえにくさを感じる方との会話を支援する機器として、一部の自治体や金融機関で導入されていることは承知しております。現状におきましては、窓口で会話が聞き取りにくい方には筆談を交えるなど、本人の状況に合わせた対応をしているところですが、軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、先行事例を参考に検討してまいります。

2点目の医療的ケアの必要な重症心身障がい児者の支援についての御質問ですが、本町では、医療的ケアなどを必要としながら在宅で暮らす障がい児者やその家族に対し、短期入所サービスや日常生活用具の給付などの支援を行っていますが、令和6年3月より新たに給付種目に非常用電源装置や足踏み式手動式たん吸引器を追加したところです。

また、障害者総合支援法に基づき設立された山武圏域自立支援協議会において、山武郡市内の関係者と医療的ケア児者に係る諸課題について検討するとともに、医療的ケア児者に関する勉強会や意見交換会を通じ、医療的ケア児者の支援に必要な情報の収集に取り組んでいるところです。

次に、熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

2点目の公共施設の一部を休憩スペースとして開放するクーリングシェルター（冷房施設）の導入についての御質問ですが、4月1日より施行された改正気候変動適応法第21条の規定により、市町村長は熱中症による住民の健康被害の発生を防止するための施設として、指定暑熱避難施設、一般名称クーリングシェルターを指定することができるとされました。本町においては、令和6年5月29日付で役場、中央公民館、つくも学友館、保健センター、それぞれのロビーを暑熱避難施設、クーリングシェルターとして指定し、各施設の開放可能日や受入れ可能人数を公表したところです。今後は住民への周知を徹底し、住民の熱中症予防に取り組んでまいります。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

町ホームページに掲載されている避難者カードについての御質問ですが、避難者カードは避難所開設時に避難者を把握する上で必ず必要であり、受付時に困難を避けるためにも、平時から事前に記入していただくことで、円滑な避難所運営につながります。

町といたしましても、いつ発災するか分からない災害に備え、町が活用できる様々な方法により、さらなる避難者カードへの事前記入の周知に努めてまいります。

以上で松井由美子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 松井由美子議員からの御質問のうち、私からは熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の小・中学校への給水スポット設置についての御質問ですが、各小・中学校では、熱中症対策の一つとして水分補給のために児童・生徒が各自水筒などを持参しております。県内でも給水器等を設置している学校があることは承知しておりますが、設置した場合は導入や維持管理に係る費用はもとより、各学校において十分な衛生管理等を行う必要が生じるものと認識しております。給水スポットの設置につきましては、今後も小・中学校と連携し、その必要性について調査研究してまいります。

以上で松井由美子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

町長、教育長、御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、自転車のヘルメット購入時の助成について伺います。

先ほど、町として購入費用の一部を助成する方向との御答弁をいただきました。これにより、費用の点で購入促進につながると思います。

では、始期としては実際に町民が助成を受けられるのはいつ頃の予定かお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

本年度より開始されました千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金、これなども活用しつつ、令和7年4月1日以降に購入したもののから助成できるように、現在進めております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございました。令和7年4月から助成するということでございますね。よろしくお願いいたします。

町としての助成プラス千葉県からの補助金なども活用しながらということかと思えますけれども、金額的には幾らぐらいで、助成の対象は全住民でしょうか。お聞きいたします。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

町長答弁でも申し上げましたとおり、町民の交通事故被害の軽減と、安全運転意識の向上を図ることを目的としておりますことから、対象は全町民とする方向で進めております。

また、現在県内自治体の状況を調査中ではありますが、助成金の支給につきましては1人につき1回とさせていただき、助成額は助成対象ヘルメット1つにつき2,000円を上限として考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。分かりました。ぜひ推進をお願いいたします。

続きまして、軟骨伝導イヤホンの配備について再質問いたします。

軟骨伝導イヤホンは、使用することで高齢者はよく聞こえるすばらしさを体験できて、また、職員の負担軽減にもなるのでとても合理的だと思います。予算としましても1台3万円弱と聞いております。まずはニーズの多い健康福祉課から御検討いただけないでしょうか。

1週間程度でしたらデモ機を貸してもらえるとということも伺っておりますので、そういったことも取り入れながら、ぜひ町長をはじめ役場職員の方々が体験してみて、どのように感じるかを試してみてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

窓口で高齢者の方からお話をお伺いする際に、聞こえが困難な方との対応時には、職員が相手に内容をお伝えするため大きな声で対応する事例も少なからずございます。

耳の周辺の軟骨を通じて音を伝える軟骨伝導の仕組みにつきましては、従来の骨伝導と比較して音漏れが少ないことなどの利点や、職員との会話がスムーズに行われることで対応時間の短縮など合理的な点があるとのことでありますが、軟骨伝導イヤホンは新たな技術による製品であり、自治体等での窓口利用はまだ始まったばかりでありますことから、導入している自治体等での利用効果などにつきまして、今後情報収集を図るなどし検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

確かに新しい技術の製品を導入するということは勇気が要ることだと思います。しかし、四街道市をはじめとして、その使いやすさを聞き、松戸市、八千代市も導入されました。今後、県内でも導入する自治体は増えていくと思います。聞こえに不安がある方にも安心して来庁していただき、スムーズに会話ができるように、ぜひまずは1台からでも前向きに導入の御検討をお願いし、本件の質問は終わります。

続きまして、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者について伺います。

先ほど、今年の3月から、停電に備えて非常用電源装置などが給付項目に追加されたと聞き、一番心配していたことなので安心いたしました。よかったと思います。ありがとうございます。

次に、短期入所サービスについて具体的なことをお伺いいたします。

医療的ケアを必要としながら自宅で暮らす障がい者やその家族の利用状況、利用条件や費用、利用可能日数、施設の場所などをお聞きします。また、実際に必要なときに利用はできているのかお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

短期入所とは、自宅で暮らす障がい児者が短期間に限って施設へ入所するサービスであり、家族が病気などで一時的に家庭での療育が困難になった際に利用できるサービスです。利用者負担については、所得に応じて負担上限月額が設定されており、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はかからないということになっております。

なお、令和元年10月より、3歳児から5歳児がサービスを利用した場合には無償化されております。利用日数については上限はなく、同じ施設を利用する場合、連続して使える日数は原則として30日となっております。町では、利用を希望する障がい児者の心身の状況や、介護者の状況等を総合的に勘案して利用日数を決定しております。

また、千葉県内で医療行為ができる施設、いわゆる医療型障がい児入所施設については、千葉市に2施設、旭市に1施設、柏市に1施設の計4施設でございます。利用する施設は利用者が選択し、個別に施設と利用契約を締結することとなりますが、令和5年度の利用実績は20人であり、このうち医療型入所施設の利用はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございました。利用できる日数なども、日数的には多め

に設定されているようで、また、必要に応じて利用ができています様子なので安心しました。

次に、現在開かれているというふうに先ほど答弁がございましたが、そちらについて伺います。

障がい児者部会で協議会を開催しているということでございますが、開催頻度や開催時に、最近頻発している災害時の対応について、特に避難についてはどのように対応するのかなどは協議をしていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

自立支援協議会では毎月会議が開催されており、災害時の避難については福祉避難所に係る課題の共有や、関係機関等の連携の緊密化を図るなどの協議を行っております。障がい児者とその家族が地域で安心した生活を送るため、引き続き検討及び協議をまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 協議をいただいているということで、分かりました。ありがとうございます。引き続きしっかりと協議を続けていただき、いざというときに必要な対応ができるように、きめ細やかに検討、推進をお願いいたします。

続きまして、熱中症対策として、小・中学校への給水スポット設置についてですが、先ほど学校では十分に対策をされているということでございましたが、それでは、ここ数年の間で学校での熱中症の発生状況や救急搬送などがあったかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鎗田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鎗田貴賜君） お答えさせていただきます。

各小・中学校とも、熱中症警戒アラートや暑さ指数に基づいて活動を判断するなど、教職員で共通認識を図りながら熱中症などの事故防止に努めておるところでございます。

また、体調不良の症状が見られる児童・生徒につきましては、早めに休息を取らせ、必要に応じ保護者への引渡しを実施する対応をすると聞いております。緊急搬送はもとより、学校管理下で児童・生徒が熱中症と判断された場合は、学校から町教育委員会へ報告することとなっておりますが、ここ数年間でそのような報告はございません。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございます。ここ数年報告がないということ

で安心いたしました。しかし、年々暑さは厳しくなっておりまして。引き続き小・中学校と連携し、給水スポットの設置を御検討いただけますようお願いいたします。

次に、クーリングシェルの導入について伺います。

既に導入が決まっているとのこと、ありがたいと思います。そこで、運用開始時や実施時間についてお聞きします。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えさせていただきます。

運用開始時期及び運用開始後の実施時間についてでございますが、気象庁と環境省では、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの気づきを呼びかけ、熱中症予防行動を効果的に促す熱中症警戒アラートについて、4月24日から10月23日までの間運用を行うことから、町でも同様の期間の運用となります。実施時間については各施設の開始時間のとおりでございますが、8時30分から17時15分までの間となります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 開始時間について分かりました。ありがとうございます。

ただ、せっかく導入するので、町民の方にも多く知ってもらい利用していただきたいと思いますが、この件についてどのように周知をするのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えさせていただきます。

町民への周知方法でございますが、現在、町ホームページにおいては掲載済みであり、広報や安心・安全メール等での周知も予定しております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。私も町民への周知を心がけて発信していきます。

最後に、町ホームページに掲載されている避難者カードの件で伺います。

現在、町ホームページには掲載されてはおりますが、町民の中では、ネット環境がない、自分で印刷できないなど、紙での対応も必要かと思います。そこで、3月の一般質問のときに防災ガイドブックを更新するとの答弁をいただいておりますので、更新時に避難者カードを掲載していただきたいと思いますが、町の見解を伺います。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

現在配布されております防災ガイドマップでございますが、配布後9年が経過していることから、新しい防災ガイドマップを令和7年度に配布できるよう、現在データの収集を行っております。

議員おっしゃいますとおり、防災ガイドマップに避難者カードを掲載することは、町民の方々へ周知する方法といたしまして有効な手段だと考えられますので、新たに配布いたします防災ガイドマップへの掲載も含めて進めてまいります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。ぜひ掲載をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。町長、教育長、関係部局の御答弁ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は2時30分です。

（午後 2時18分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時29分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、善塔道代君。

（11番 善塔道代君 登壇）

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。令和6年6月定例会において質問させていただきます。

千葉県民だよりの中に、6月は千葉県環境月間とありました。今、私たちの生活は大変便利になりましたが、一方で廃棄物を大量に発生させ、地球温暖化などの様々な環境問題を引き起こしています。限りある資源を守るためには、一層のごみの減量に取り組むことが必要です。ごみを減らすためにできることは人それぞれです。一人一人が身の回りでできることを実践し、環境に優しい生活を送りたいと思います。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、SDGsの目標達成に向けた取組について伺います。

SDGsは、2015年国連総会で採択された、我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダという文書に記載され、2016年から2030年までの国際目標であり、誰一人取り残さない社会をつくっていくことが重要だと強調されています。SDGsは、貧困、飢饉の撲滅や、健康、福祉、教育の提供、さらに気候変動対策など、世界共通の目標を掲げていますが、その達成方法については多様性が重視されています。

SDGsの進捗状況に関して、国内では地方やビジネスの現場に浸透はしたものの、ジェンダー平等や気候変動対策は課題として指摘されており、国際社会ではコロナ禍やウクライナ危機などにより目標達成の取組が遅れていると指摘もされています。世界のSDGs達成度ランキングで日本は21位に位置しているものの低下傾向にあり、2030年でのSDGsの達成に向けて今年は重要な1年になると言われています。

2019年3月定例会で、町の総合計画にSDGsを明記すべきと質問いたしました。その後、2021年3月発行の第5次九十九里町総合計画に、総合計画とSDGsの目標を明記していただいてから今年で3年目になります。記載されているSDGsの目標全体についてどこまで取り組んでいるのか、現状を伺います。

また、教育現場での取組について、子供たちにSDGsへの理解を深めてもらおうと、香取市立栗源中学校の2、3年生47人は、カードゲームを通じてSDGsの目標を達成するために協力する大切さの特別授業を行ったそうです。二、三人のグループを1つの国に見立て、各グループがお金と時間を使ってプロジェクトをこなしつつ、貧困撲滅や環境保護といった目標達成を目指し、交通インフラ整備のプロジェクトを達成すると、お金や時間がもらえるが環境が悪化するなどの課題も突きつけられ、各グループは楽しみながら知恵を絞ったそうです。同カードゲーム進行役は市長が講師を務めたそうです。

本町でも、このようなカードを使って子供たちに分かりやすい特別授業の実施をしてみたいかがでしょうか。見解を伺います。

2項目めに、各種助成について伺います。

1点目の带状疱疹ワクチン接種の助成の質問は今回で3回目になります。昨年12月の質問のときに、任意接種に係る助成については医療機関や関係機関と慎重に検討する必要があると町長の答弁があり、課長からは、医療機関の意見等を踏まえ、近隣自治体と連携、共有を

図りながら慎重に検討してまいりたいとありました。その後どのような協議を検討されたのか伺います。

2点目に、ウィッグなどの購入費助成について。

がん患者は、抗がん剤などの使用による頭髮の脱毛や手術による乳房の切除等により外形に変化が生じ、がんに罹患する前のように地域で自分らしく生活することが困難な場合があります。病気やけがで髪を失ったヘアロスの人を支えるアピアランスケアに社会的な関心が高まっています。こうしたアピアランスの問題など、日常生活を送る上での障壁を軽減し、解消することは必要です。自治体では、医療用ウィッグなどの購入費助成の導入が相次いでいます。日本毛髪工業協同組合の調べによると、今年4月時点で647自治体が導入しております。本町でもアピアランスケアを必要とする病気に対してウィッグなどの支援をすべきと思いますが、当局の見解を求めます。

3項目めに、職員の現状についてお伺いいたします。

総務省集計で、自治体の退職者が年々増え続ける深刻な実態が明らかになったと新聞紙上に掲載されていまして。教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度に主に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、2013年度は5,727人で、約10年で2.2倍となっています。待遇への不満や業務量の増加が影響していると見られ、30代までの若手が全体の3分の2を占め、住民サービス低下や組織弱体化が懸念されます。

本町でも若手職員の退職者が増加傾向にあると思います。昨年度は若手職員が4人も退職されたと聞いております。以前退職した元若手職員と話をする機会がありましたので、辞めた理由を聞きましたら、いろいろな事情はありましたが、中でも地域手当や時間外勤務手当がないことが原因の一つでもありました。本町でも、待遇への不満や業務量の増加が影響しているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

1点目に、若手職員の退職について、過去3か年度の20歳代と30歳代の退職者及び10年前の退職者を比較するとどのような状況なのかお伺いいたします。

2点目に、職員の待遇について。地域手当や時間外勤務手当の支給はどのようになっているのか伺います。

4項目めに、要保護児童対策地域協議会についてお伺いいたします。

厚生労働省の市町村子ども家庭支援指針において、児童の支援関係について、市町村が行う支援内容等が明確に規定されています。指針の中に、市町村は要保護児童の適切な保護ま

たは要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び子供の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないとあります。本町にも、九十九里町要保護児童対策地域協議会設置要綱がありますが、現在どのような協議会をされているのか、状況を伺います。また、今後の政策及び取組について見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、SDGsの目標達成に向けた取組についての2点目、子供たちに分かりやすいカードゲームを使った特別授業の実施についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

では初めに、SDGsの目標達成に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

1点目の第5次町総合計画に記載されているSDGsの目標全体の状況についての御質問ですが、第5次九十九里町総合計画では、総合計画の施策がSDGsの17の目標のどこに位置づけられているかを整理し、各施策に位置づけられた事業を取り組むことによってSDGsの目標達成を目指しております。

各事業の進捗状況及び効果については、毎年度、総合計画審議会において検証されており、審議会からは一部目標を達成した事業もあり、事業の一定効果が見られるが、引き続き各事業の進展に努めるとともに、評価指標を達成していない事業においては、達成に向け積極的に取り組むこととの評価をいただいております。各事業を引き続き積極的に取り組むことによりSDGsの目標達成を目指してまいります。

次に、各助成についての御質問にお答えいたします。

1点目の带状疱疹ワクチン接種の助成についての御質問ですが、予防接種に関する施策については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で評価や検討が行われており、ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果をはじめ、法令上の位置づけも含めた審議が進められていますが、带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく定期接種に含まれていない任意接種となっています。そのことから、町では助成を行っておりませんが、引き続き国の検討の状況等を注視したいと考えております。

2点目のがん患者の医療用ウィッグなどの購入費助成についての御質問ですが、令和5年度から千葉県においてがん患者の生活の質の向上を図ることを目的とした千葉県がん患者アピアランスケア支援事業が開始されたところでございます。本町といたしましても、がん治療によって生じた外見の変化をカバーする支援は、患者が負う心理的及び経済的負担の軽減を図るための必要なサポートであると認識しておりますので、実施に向け検討してまいります。

次に、職員の現状についての御質問にお答えいたします。

1点目の若手職員の退職についての御質問ですが、御質問いただいている過去3か年度の退職者数は13名おり、その内訳は、令和3年度が5名で全て30歳代、令和4年度は4名で20歳代が1名、30歳代が3名。令和5年度は4名で、全てが20歳代となっております。また、平成25年度の退職者は30歳代の1名であり、その理由はいずれも一身上の都合となっております。

2点目の職員の待遇についての御質問ですが、職員の給料等の待遇については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、議会の承認をいただいて決定しています。また、勤務時間外や週休日等に勤務した場合は、所属長の命により時間外勤務手当の支給や週休日の振替などで対応しております。地域手当は、近隣で対象になっている地域がある一方で、本町は支給対象外地域とされています。地域手当は、勤務地の地域状況による生計費の差を調整するために支給される手当であり、支給地域及び支給率は、原則、国の基準に基づいて定めることとされており、職員の確保にも影響を及ぼしていることから、本町が支給地域となるよう、千葉県町村会を通して国へ要望をしているところでございます。

次に、要保護児童対策地域協議会についての御質問にお答えいたします。

1点目の要保護児童対策地域協議会の現状についての御質問ですが、この協議会は、支援を必要とする児童や保護者、支援を求める妊婦に適切な支援を図るため設置された会議で、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、要保護児童に円滑な支援が行えるよう協議を行うものであります。現在の取組としては、個別の事案に対し具体的な支援内容を検討するため、個別支援会議を開催し、問題点の整理や支援方法の確立、連携すべき期間と役割分担の決定や、事案の共通認識を図り、支援に向けた協議を実施しております。

2点目の今後の政策及び取組についての御質問ですが、今後は代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関の連携をより一層強化することにより、要保護児童等へより適切な支援が提供できるよう取り組んでまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からはSDGsの目標達成に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

2点目の子供たちに分かりやすいカードゲームを使った特別授業の実施についての御質問ですが、議員御提案のカードゲームにつきましては、所定の養成講座を受講した公認ファシリテーターのみが展開できるものであると認識しております。各小・中学校では、教育課程に基づきSDGsに関する学びを授業に取り入れており、例えば中学校では、1年生の理科の授業において実施しております。太平洋に面した本町の特性を生かして、海岸清掃の体験から感じ得たことなどを研究テーマに、大学の准教授から海洋資源の保持などに関する学習をリモート授業で行います。

そのほか、全ての学年が行うJRC青少年赤十字活動を通してSDGsに対する理解を深めているところです。議員の御提案のカードゲームを使った特別授業なども含め、引き続き学校教育においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めてまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 町長並びに教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

SDGsの目標達成に向けた取組について。

1点目の第5次総合計画に記載されているSDGsの目標全体の状況についてですが、町長にも答弁いただきました中では事業の一定の効果が見られるようですが、総合計画審議会の評価として、一部目標を達成した事業もあると答弁いただきましたけれども、この事業の達成状況はどのように管理されているのかお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

総合計画におきましては、産業、福祉、環境など各分野の126の事業をSDGsの取組として位置づけまして、このうち95の事業で進捗状況を評価するための目標数値を設定してございます。目標設定の事業期間につきましては令和7年度までとなっており、令和5年度末では42の事業で目標値を達成しており、達成率は44%となっております。事業に

よりましては、相当程度高い目標を掲げておるものもございますが、引き続き全庁を挙げまして各事業の進捗に尽力してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

今、若い世代でも環境問題に関心があります。2030年の達成を目指すSDGsが折り返し時点を迎えた今、持続可能な未来に向けて青年世代の意識啓発を図り、連帯して行動を起こしていく契機になることを願って、核兵器廃絶と気候危機の問題解決に向けた青年の理解と行動を促すイベント、「未来アクションフェス 今、ここから、持続可能な未来への行動を」が国立競技場で開催され、約7万人が参加。イベント当日、若者の共同声明が国連関係に提出されました。そのようなことから、気候変動に関して定められているSDGsの17の目標の中で、目標13に気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる、気候変動に備えた対応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。このことについて、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えさせていただきます。

SDGsの17の目標のうち、目標13、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるに対し、本町の総合計画では、自然環境を守る地域づくりの分野でごみのリサイクル推進など2事業を、また、災害に備える地域づくりの分野で、防災意識の向上など6事業、計8事業を対象事業として位置づけております。このうち、目標を設定しているのは4事業で、令和5年度末では1事業で目標値を達成している状況にあります。

気候変動対策は、将来を担う子供たちに安心して暮らせる環境を引き継ぐために現在の大人たちが重大な責任を負っている対策であると認識しておる一方、行政機関の取組だけではその責任は十分に果たせないものと感じておりますので、住民の皆様にも御協力いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

SDGsの達成が窮地にあります。特に気候変動対策の進みが遅いと言われています。何が阻んでいるのか。個人にとって目標が壮大で実感がない。自分が節電しても大して気候に

影響すると思わない。どうすれば自分事に感じられるのだろうか。1年後、また10年後の地球を想像しながら一人一人ができる行動をしなければなりません。課長が言われたとおり、行政機関の取組だけでは十分に果たすことはできないと思います。住民の皆様にも協力していただくためにも、このSDGsに関する分かりやすい情報の周知をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の特別授業の実施ですが、先ほど言いましたように香取市の中学校で行われたカードゲームは市長が講師を務めたということで、教育長のほうからこのカードゲームに対しては養成講座を受講してということがありまして、すごいなと思ったんですね。市長自らが受講して、そして中学校で講師を務めるってなかなかないんじゃないかなと思ったので、すごい感心しました。

このカードゲームとはまた別として、本町の子供たちにSDGsの理解を深めるためには、町長としてはどんな取組を考えていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 私のほうからお答えさせていただきます。

本町のSDGsの子供たちへの取組ですが、理解を深めるために、各小・中学校では、理科や社会、家庭科など様々な分野においてSDGsに関連した学習を学習指導要領に基づき展開をしておるところでございます。その他、学校生活全般にSDGsの目標達成に向け取り組んでおるところでございますが、いずれも持続可能な社会の構築などの視点から考察し、子供たちの理解を深めるため継続して取り組んでおるところでございます。

また、本町の子供たちのSDGsにつきましては、学習指導要領に、学校教育の場のみならず、第5次九十九里町総合計画に基づき実施しております。子供たちの生きる力を育む、多様な学習機会の充実を掲げ、学校、家庭、地域、各種団体との連携を図り、本町の子供たちのSDGsの理解の推進を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 私は町長に質問したんですね。授業といっても、先ほど香取市の市長が、カードゲームを使ってですけれども、カードゲームは別として、本町の子供たちということ言わせてもらったんですけれども、今、事務局長が話したことそのままだと、町長が話すべきだったと私は思うんですけれども、子供たちは町の子供ですので、町の子供に対して町長が別に特別授業をしてもおかしくないことだと思いますので、そこで私は聞いた

んですけれども、その答弁がなかったことにはすごく残念です。

それでは、先ほど教育長のほうから、中学校でSDGsに関する学びを中学1年生の理科の授業で実施しており、また、全ての学年が行うJOC活動を通してSDGsに対する理解を深めていると答弁いただきましたけれども、それでは小学校のほうではどのような取組をしているのかお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

小学校につきましては、社会や家庭科、総合的な学習などにて世界の文化や諸課題を学んだり、環境に配慮した物の使い方など、SDGsに関した授業を行っております。また、授業以外にも、給食の残食率、緑のカーテンの作成、ペットボトルのキャップを回収しワクチンへなど、3小独自の身近な課題を意識するような取組を行っておるところでございます。児童の成長段階に合わせ、ふだんの学校生活の中でSDGsへの理解が深まるよう、小学校でも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 町長、浅岡厚君。

○町長（浅岡 厚君） それでは、善塔議員の御質問ですけれども、ありがたい提案ありがとうございます。

しかしながら、学校教育につきましては、教育長をはじめ教育委員会のほうにお任せしてある状況であります。ただ、私の個人的な考えとして述べさせていただきますけれども、4つの提案の中で、「教育で知性と笑顔があふれるまちづくり」を私は掲げております。子供たちにとってどのような授業がいいのか、それは文部省のほうもありますけれども、私にとりましてはSDGsは重要なことと考えております。特に子供たちの将来の環境、または子供たちの生活に直接関わることでありますので、十分な教育をしていただきたいと思いますっております。

また、先ほど町長が授業をとということがありましたけれども、限られた授業時間であります。その中で何が有効で子供たちにとって効果があるのか、その辺も検討しながら授業は進めていただきたいと思います。そんな中で、私がどうしてもそれにふさわしいという御意見があれば、私はそれなりに努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。そのように先に町長の答弁をいただきたいと思いました。

教育分野は教育委員会に任せるというか、それだけではちょっと、確かに教育はそうなんですけれども、私は教育の授業というか、特別授業とここでは述べさせてもらっているのですが、それに対してというのもあったので、町長の気持ちを、考えを聞きたかったので、それを質問させてもらいました。分かりました。

小学校でも様々な取組をしてくれているということで、教えていただきましてありがとうございます。やはり子供たちがしっかりと学ぶということはすごいなと思っております。近年、学校教育でSDGsについて学ぶ機会が増え、学生の就職活動でも企業のSDGsへの取組状況が重視されています。引き続きSDGsに関する学びをよろしくお願いいたします。

次に、各種助成についての带状疱疹ワクチンの助成についてですが、定期接種に含まれていないから国の検討の状況を注視したいと考えていると町長から答弁いただきました。定期接種に含まれていないから町として助成をお願いしているんですね。この答弁では、今まで質問していても何にも検討していないということになりますよね。

国の動向を見ずに、今では602の自治体が公費助成を導入しています。千葉県内では、今年3月時点までは9自治体が入入しておりましたが、4月より新規に16自治体の導入が決まりました。近隣自治体では、芝山町や横芝光町が今年度から、また、夷隅郡市は全自治体が入入しており、長生郡市でも7町村が入入しています。この外房地域の町村の中で、2つの町ですけれども、その中に九十九里町が入入していないですね。それがどうしてなのか、何か理由があるのか伺いたいと思います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

带状疱疹ワクチンの助成の実施については、善塔議員のおっしゃるとおり助成制度を導入する自治体が増えており、山武郡内の一部自治体においても令和6年度から導入すると聞いております。任意接種の助成に関する取組についてということで、山武郡内の担当者会議において意見交換を行った際に、複数種類ある任意接種の対象疾病との均衡を図ることも重要ではというような意見もあり、町といたしましては、国の検討状況に注視するとともに、関係機関と意見交換や情報の共有を図りながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 課長、毎回答弁は同じですね。本当に残念です。

それでは予算規模について伺います。

公費助成を導入している自治体の中では、対象年齢が50歳以上、助成額は生ワクチンが4,000円、不活化ワクチンは1万円掛ける2回分の導入が平均して見られます。では、本町では、50歳以上の人口の接種率1%として、助成額を生ワクチン4,000円、不活化ワクチン1万円掛ける2回分、この接種比率9対1、不活化ワクチンが9、生ワクチンが1で接種した場合、予算はどのくらいになるのか伺います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

令和5年度末時点における50歳以上の人口の1割程度を100人とした場合、議員のおっしゃる比率で算出いたしますと、助成費用の額は184万円となります。現時点においては、接種に関する助成額や接種率、また、ワクチンの接種比率の見込みなど、各自治体において異なる状況となっております。引き続き国や県などの動向に注視してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 国や県の動向はもういいんじゃないかと思っちゃいますけれども、これからも公費助成が導入できるまでこの質問はしていきたいと思いますが、なるべく早く導入していただくことを望みます。よろしくお願いします。

ウィッグなどの購入費助成について。

先ほど町長からもありましたように、千葉県がん患者アピアランスケア支援事業が昨年度開始されました。県は2022年10月に県内全市町村を対象に、購入費助成制度創設に対する意向調査を実施され、9自治体が独自の助成を実施済みまたは実施検討、16自治体が県の助成があれば実施検討と回答があったようです。この事業は、がん患者のがん治療による外形の変化を補完する医療用補正具等を購入等したのに対し、市町村が実施する助成事業に県が補助することにより、がん患者が負う心理的及び経済的負担を軽減し、患者の社会参画やクオリティー・オブ・ライフの向上を図ることを目的とするとあります。この事業は財政的に支援する仕組みにもなっていますので、本町としてもこの事業を活用すべきと考えますが、当局の見解をお尋ねします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

町といたしましては、がん患者が負う心理的苦痛に対し、治療によって生じた外見の変化を補うことで心理的な苦痛の軽減が図られるだけでなく、治療後においてもその人らしい生活を送るためのサポートになると考えております。

現在、千葉県ホームページには、令和5年9月時点での実施状況となりますが、9つの自治体が掲載されておりますので、実施要綱などを参考に、県の補助金制度を活用した事業の実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） これは本当に県がやってくれていますので、ぜひこれに乗るといって、この事業を活用することは必要だと思います。治療と就労の両立に必要であり、働き方改革の一助でもあることから、本町のがん患者に寄り添い、社会参加を応援していくことと、治療を続ける人の励みにしていくためにも、この事業の導入は大変意義深いものと思いますので、早急に対応をお願いいたします。

それでは、若手職員の退職について。

先ほど若手職員の退職者を教えていただきましたが、ここ数年は20代、30代の退職者が急増していることが分かりました。これは本町にとって緊急課題と言っても過言ではないと思います。退職の理由として一身上の都合により退職とありましたが、若手職員の退職の要因をしっかりと分析していく必要があると考えます。退職者の具体的な理由を伺うなど、原因を把握できているのか。また、退職を食い止めるためにどのような改善を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、退職理由についてでございますが、その理由につきましては全て把握をしておりますが、個人の理由であることから、個人情報であり、業務上知り得た秘密に該当いたしますので、ここでの御答弁は控えさせていただきます。

次に、退職を食い止めるためにどのような改善を考えているかとの御質問でございますが、若い世代の中途離職は、本町のみならず全国の自治体で増加しており、その要因は様々でございます。総務課といたしましても、途中退職は職場全体に影響することから、その対応に

苦慮しているのが現状でございます。改善策といたしましては、職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの確保を図る意味でも、職場全体が一体となって業務改善を積極的に進めることや、各所属長が職員の健康管理への配慮、指導を継続していくことが重要であると考えております。こうした対応を図りながら、各部署の現状等を把握した上で、組織の見直しと適時適切な人員配置に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 退職者の具体的な理由、そういった原因を把握できているということですので、それを信じます。ここで言えることでないのは分かっていますので、いろいろありますよね、事情は。そういうこともありまして、いろんなところの、食い止めるって失礼ですけども、退職者を少しでもなくしていけるような業務改善を積極的に行っていただきたいと思います。

それでは、職員の待遇について。

先ほど地域手当の件はよく分かりました。引き続き支給地域となるように国への要望をよろしくお願いいたします。

時間外勤務手当のことですが、夜遅くまで役場庁舎に明かりがついているのを見かけます。部署によっては、勤務時間内に仕事が終わらず、時間外の仕事になってしまうケースがあると思います。そのような場合、サービス残業ではなく、正規に時間外勤務手当が支給されているのでしょうか。限られた予算で残業しているのは分かりますが、時間外勤務手当が支払われず代休などに振り替えられ、当然、代休を取得するとその分仕事量が増えるといった悪循環になっているのではないのでしょうか。また、代休を使うと有休が使えなくなるのではないかと、使えなくなるというか、有休もあるわけですので、そういうところを考えるとどうなのかなと思います。

先ほど町長より、時間外勤務手当は課長の命によってとありましたが、時間外勤務の予算は各部署で計上されていると思いますが、予算に不足が生じた場合、どのような対応をしているのでしょうか。慢性的なサービス残業に甘んじているという現状はないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

時間外勤務手当でございますけれども、各課において年間計画に基づいて当初予算で予算計上をされております。また、災害等の予期しない時間外勤務や、計画外の事業等によって

予算不足となった場合には、関係課がその都度財政課と協議し対応されております。

次に、慢性的なサービス残業に甘んじているという現状はないかとのことでございますけれども、時間外勤務を命令する権限は各所属長に与えられております。これは、所属長が各課、局全体の業務内容を把握して、職員の職務遂行能力、業務進行状況等を的確に把握しているためでもございます。このことから、正規の時間外を超えて勤務する必要があると所属長が認めた場合には、勤務を命令し対応しているものと認識しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

聞くとところによると、本町を退職した後、他の自治体に就職した人もいます。やはり待遇への不満や業務量などが影響しており、ここ最近の本町の職員採用の申込みが少ないことや、退職する職員が多くいることにもつながっているのではないのでしょうか。職員がいなければ役場は成り立ちません。住民サービスも低下いたします。どうか職員が働きやすい環境づくりに努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、要保護児童対策地域協議会の現状についてお伺いします。

設置要綱に基づいて会議を実施しているようですが、支援を必要とする児童や保護者、支援を求める妊婦のために設置されている協議会は、私が12月定例会で質問したこども家庭センターは、誰一人残さない包括的な支援を提供する組織だと思いますが、このこども家庭センターとの関連性をお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

こども家庭センターは、全ての妊産婦や子育て世帯と子供を対象に、妊娠期から子育て期までの一体的な相談支援を行う機能を有する組織です。要保護児童対策地域協議会が、関係機関と連携して、支援を必要とする児童や保護者、妊婦に対して円滑な支援を行うことを目的に設置されていること、また、こども家庭センターが誰一人取り残さない包括的な支援を目的としていることから、両者が密接な関連を持っており、こども家庭センターが中心的な役割を果たすためには、同協議会における活動が重要な役割を担うことと認識しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。じゃ、この家庭センターが中心的な役割を

果たすために協議会における活動が重要だということによろしいんですね。

それでは、今後の政策及び取組についてですが、先ほど町長から、今後は代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関の連携を強化することにより未然防止や相談体制の構築を行い、要保護児童等へより適切な支援が提供できるよう取り組んでまいりますと答弁いただきましたけれども、要綱の中に、第6条、代表者会議、第7条、実務者会議があります。この2つの会議は現状開催していないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

事案が生じた場合には、速やかに現状把握と支援に向けた協議を行うため、個別支援会議を開催しておりますが、議員のおっしゃるとおり、代表者会議、実務者会議ともに現在のところは開催に至っておりません。要保護児童等の円滑な支援に向けて、関係機関との強化を図るためにも、代表者会議、実務者会議の開催は有効でありますので、今後は開催に向けて努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。要綱の中には、一つ今課長が言ったように特別会議があるということで、特別支援会議は行っているということですね。分かりました。

要保護児童対策地域協議会の規程を制定し、町の行政が的確に児童対策協議会、実務者会議を開催している自治体では、児童の支援強化や不登校児童の減少などの効果が出ていると伺っています。子供を守るための地域のネットワークを強化していく必要があります。そのために、各地域で虐待を受けた子供らの情報などを関係機関で共有する要保護児童対策地域協議会の充実、さらに代表者会議、実務者会議を必ず開催していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎日程第6 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月7日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、6月7日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長(中村義則君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

6月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時22分

令和 6 年第 2 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 0 日（月曜日）

令和6年第2回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和6年6月10日（月）午前9時31分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3 号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）
議案第 4 号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 5 号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第 6 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9 号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第10号 契約の締結について
- 日程第10 議案第11号 契約の締結について
- 日程第11 議案第12号 九十九里町道及び東金市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第12 報告第 1 号 令和5年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
請願第 2 号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に

関する請願書

日程第16 陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」

提出を求める陳情書

追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について

出席議員 (14名)

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏑 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり課長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 長	鏑 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時31分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

総務経済常任委員会委員長及び文教民生常任委員会委員長より、委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（中村義則君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

ちょっと確認したいんですけども、これ過疎化地域に指定されたからこのようになったと、そういうことでよろしいのでしょうか。そういうふうに判断してよろしいですか。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） そのとおりです。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長(中村義則君) 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について提案理由の説明を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番(善塔道代君) 11番、善塔です。

それでは、この7条の5から8まで、これ今説明もありましたけれども、特別税額控除と入っていますけれども、これは定額減税のことだと思いますので、ちょっと伺います。

納付通知書に関することや、また公的年金所得者、また個人事業主の控除などをもう少し詳しく教えてください。

○議 長(中村義則君) 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長(川島常嗣君) お答えします。

1人当たり住民税1万円が納税額から減税されるものであり、令和6年度税制改正に伴い、

2024年度分の個人住民税について、2024年6月から順次減税されます。給与所得者、公的年金所得者、個人事業主などで住民税を納税している方が対象となります。

なお、実施時期、実施方法につきまして、通常は年間の税額を6月から翌年5月の12か月で均等にした額を納税しますが、定額減税が実施される2024年度は6月の納税は発生せず、減税分を引いた年間の税額を2024年7月から2025年5月の11か月間で均等した額を納税いたします。

また、公的年金所得者につきましては2024年10月納税分から控除。また、10月分で控除し切れない場合は次の12月以降の納税時も控除いたします。個人事業主などは2024年6月徴収分から控除。また、6月分で控除し切れない場合は次の8月以降の納税時も控除いたします。以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

それでは、第7条の6の中に、この普通徴収に係る森林環境税の額の合算とありますが、今までこの森林環境税、ここに出てきたことないと思うんですけども、これどういうことなのか教えてください。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

森林環境税は令和6年度から新たに新設されたもので、平成26年度から令和5年度までの10年間は、東日本大震災復興基本法に基づき、個人住民税均等割に年額1,000円を上乗せして課税していましたが、この臨時的措置が終了し、その代わりに森林環境税の1,000円を町が徴収するため、個人住民税均等割の金額は変更ありません。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県や各市区町村へ譲与される仕組みとなっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございました。

じゃ、この森林環境税の名前が変わったというか、金額的には変わらないということですよ。ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第3号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議 長(中村義則君) 日程第4、議案第3号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)、議案第4号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

議案第3号から議案第5号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 住民課長、古川紀行君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。

ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、古川徹君。

○9 番（古川 徹君） 9 番、古川徹です。

10ページになります。5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金の中の354万6,000円、経営発展支援事業補助金ということで、今回県のほうから全額補助という形で、新規就農者の機械の購入費としてという御説明がありましたけれども、その機械というものはこういった形で、購入されるものに対しての補助になるのか、そこを教えてくださいたいと思います。

そして、その下になります7 款土木費、2 項道路橋りょう費、4 目橋りょう維持費、14 節工事請負費の中の544万1,000円、橋りょう補修工事、増額の形になったと思うんですが、その理由を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） それでは、私のほうからは経営発展支援事業補助金について御説明をさせていただきます。

こういった機器を購入するのかというところでございますが、これは営農のために必要なトラクターの購入に充てるということでございます。

なお、事業費につきましては473万円、そのうちの4分の3が今回補助ということになりますので、354万6,000円の支出ということになります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えします。

構造物の表面上だけでは判断できない場合、設計時においては次年度に工事の実施となることから、構造物の現状を維持するため必要最低限の取壊しなど、確認で想定での対応となるケースが多くなります。

逆に、工事実施においては、補修工事を前提としてより詳細に取壊しなどの確認を行うこ

とができることから、工種にもよりますが、設計時と工事実施での差異が出るため請負額が増額傾向になるということになります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

もう一回、この経営発展支援事業補助金についてお聞きしますけれども、トラクターのみ限定ということによろしいですね。違うんですか。今、トラクター購入ということで説明があったと思うんですけれども、そこをもう一回確認させてもらっていいですか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） これは新規の就農者が必要となる設備の購入に充てるというもので、今回の補助についてはトラクターが必要であるということで、トラクターで申請をするものでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

一般会計の11ページ、学校給食施設費で、欠員職員の代わりに会計年度の職員を雇う、先ほどそういう説明だったと思うんですけれども、人件費というか、東洋食品がそういった中で働いている人たちの人件費も全部今まで見ていたんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

給食センターにおきましては、今議員さんおっしゃられたとおり、調理に関しては東洋食品のほうと契約いたしまして調理を行っております。いろいろな食材の発注ですとか資金の管理、そういったものについては職員が行っておりますので、その職員が1名欠員となったことから、今回会計年度任用職員のほうを採用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そうすると、今まで正規の職員から会計年度に変わったということではないのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏈田貴賜君） 今議員さんがおっしゃられたとおり、職員から会計年度任用職員へと、この４月から変わっております。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

9ページの2款2項3目18節の負担金補助及び交付金の定額減税調整給付金、先ほど議案第2号のほうで定額減税のことはちょっと詳しく教えていただきましたけれども、この定額減税とこの調整給付金との関係性を少し教えてください。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

定額減税で住民税納付額が1万円に満たない方や、所得税の納税額が3万円に満たない方などが定額減税調整給付金の支給の対象者となり、減税額が納税額を上回って引き切れないと見込まれた場合は、差額分を1万円単位で切り上げて給付金として支給するものとなります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） それでは確認ですけれども、先ほど財政課長のほうから対象者が2,594人と言われましたけれども、これが住民税非課税額が1万円に満たない方、また所得税納税額が3万円に満たない方の対象ということでよろしいでしょうかね。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） そのようなことです。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） マイナンバーカードのことなんですけれども、今マイナンバーカードの今回630万3,000円が国庫支出金の中に入っていますけれども、今マイナンバーカードはどのくらいの普及率になっていますでしょうか。教えてください。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えします。

大変申し訳ございません。今手元に資料がないもので、過去の分が七十何%というところは覚えているんですが、今日現在、一番最新のデータは持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） 7番、鎌田です。

今の谷川議員の質問にも関連するんですけれども、この国民健康保険の特別会計、歳出、総務費総務管理費で、12節委託料でシステム改修委託料630万3,000円、御説明ではテレビ等でもやっているんですが、12月に政府として国民健康保険加入者のうちマイナンバーカードと保険証を一体化させると。それに合わせてシステム改修が必要だということだと思うんですが、そうすると先ほどの御説明で、12月までに一体化されていない方については資格証明書を発行するということなんですけれども、国民健康被保険者のうち、先ほどとも関連するかもしれませんが、マイナンバーカードを既に持っている方が何名ぐらいいるのか。それが分からないにしても、マイナンバーを持っている方のうち、現時点で保険証を一体化していない人が何人ぐらいいるのか、もしも分かりましたらお聞かせいただきたい。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 数についてはちょっと現在把握しておりませんが、国民健康保険証を持っている方全員に対しまして、その通知をして確認をするようになります。そうすると、どのくらいの方がひもづけしてあるとか、していないとか、そういう数は明らかになると思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） 7番、鎌田です。ありがとうございます。

あわせて、この資格証明書を発行した方、一体化していなくて、マイナンバーを持っているけれどもまだ保険証と一体化していない、その資格証明書を送った方については今後どのように一体化の対応を進めていくのか。もちろん案内はするんでしょうけれども、マイナンバーなんかの場合は、保険証とマイナンバーを持ってきてくれれば窓口でやりますよとか、そういういろんな細かい対策もやっていただいたと思うんですが、資格証明書を発行する人に対しての一体化に向けての対応を今後どうやっていくのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 資格確認書の発行、ごめんなさい、その前に、まず7月に国民健康保険の対象者の方に新しい保険証、これ1年間しか有効じゃないんですけれども、それを皆さんに8月1日から翌年7月末までの分をお送りします。その保険証は、その期間はもちろん使えます。それと同時に、なるべくマイナンバーカードに、そういうひもづけですね、それをするようにお願いしますという通知もそちらに同封します。

そういう対応、もちろん広報ですとか、そういう媒体にも今後そちらのほうは載せていこうというふうに考えております。御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（中村義則君） 7番、鎗田貴俊君。

○7番（鎗田貴俊君） ありがとうございます。度々しつこくて申し訳ありません。

私がお聞きした趣旨は、多分高齢者の方が相当の割合占めるんじゃないかと。だから、保険証と一体化してくださいよと通知を出したりアナウンスしても、どれをどうやっていいのか分からないという方が相当数いらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、そういう方に対して具体的に決まっていなくても、今後方向的にどういうふうに対応でやっていくということをお聞きしたかったんですが、すぐ御答弁なければ、ぜひそういう高齢者の方の対応も含めて考えていっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算及び特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制
定について

○議長（中村義則君） 日程第5、議案第6号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

今回、やはり後期高齢分が上がっているようなんですけれども、この22万から24万に増額になった、また29万から29万5,000円、それぞれ上がっているんですけれども、その世帯数についてお答えください。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

課税限度額が2万円引き上がることで、6世帯13名が対象となります。

また、減額の対象となる所得基準額において、5割軽減の金額を29万円から29万5,000円に引き上げることで、8世帯15名、2割軽減の金額を53万5,000円から54万円に引き上げることで3世帯5名が軽減の対象となります。

以上です。

○議 長（中村義則君） よろしいですか。ほかに。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

ちょっとお聞きしたいんですが、これ国民健康保険税ということは、これは国からの通達があったのか。国の基準に対してこれを増額するということなのか。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） 国からの通達でやっています。

以上です。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

国からの通達のことは確認取れたんですが、条例だから、例えば幾ら国からこれを22万から24万円にしろということがあっても、条例で議会で否決されれば、条例改正で否決されれば、これ増額なのか、ならないのか。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前10時29分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 33 分）

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） 先ほど国からの通達と申し上げましたけれども、訂正させていただきます。

地方税法施行令等の一部改正に伴い、九十九里町国民健康保険税条例の関連する規定の整備が必要となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 6 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前 10 時 35 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 44 分)

◎日程第 6 議案第 7 号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（中村義則君） 日程第 6、議案第 7 号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 7 号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14 番、谷川優子君。

○14 番（谷川優子君） 14 番、谷川です。

この議案第 7 号の九十九里町家庭的保育事業の設備の条例の改正なんですけれども、現在 0 歳から 2 歳児を受け入れている家庭的保育所の設置基準の緩和による条例改正ですが、家庭的保育事業所等という保育所は小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業所の 3 種類があると思うんですけれども、現在、九十九里町はこの家庭的保育事業所という、そういう施設は何施設あってどういう状況なのか。また、その管理というか、公的責任に対してどういった関わり合いを持っているのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） 町内でどれぐらいの事業所があるかというところの質問につきましては、町内には 2 つの事業所がございます。その事業所に対する関与につきましては、町が設置に当たっては認可をしておりますので、監査等の指導を行っております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14 番、谷川優子君。

○14 番（谷川優子君） 家庭的保育所は 2 歳までということに、2 歳までしか利用できないと、現在。3 歳以降は別の保育園に行くようなことになるようなんですけれども、家庭的保育所を設置するには、3 歳以降に通うことができる保育園との連携等が必要とされているようなんですけれども、今回この要件を緩和するという、そういった内容のようなんですけれども、町

はこの3歳以降の受入れに関してどのような対応をされるのかお答えください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士等の配置基準については、家庭的保育事業所の設備及び運営に関する基準により市町村条例で定めることとされており、このため本条例が制定されておりますので、こちらのほうで基準を定めているところでございます。

3歳児以降につきましては、町のこども園のほうでお預かりするところがありますので、そちらのほうに移行するような申請に基づきお預かりするような形となっております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 今回の条例改正の内容を見ますと、連携施設の確保が難しければ確保しなくてもよいという規制緩和がされている。申し訳程度に、でも連携協力を行うものの確保は必要ですよというような、そういう内容に読み解くことができるんですね。

やっぱり、今少子化の中で、保育園をもっと増やし、国の公的責任が本当に求められている状況の中で、今回の条例改正というのは規制緩和をして公的な、私は責任をどんどん民間に委託するような、そういう気がするんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、配置基準を厳しくしていると。1人当たり見られる人数を20人から15人ということで、緩和でなく、見られる人数を強めているというところで御理解のほうをお願いしたいなというような解釈をしております。

○議長（中村義則君） 谷川議員、もうまとめてください。いいですよ。

○14番（谷川優子君） やっぱり20人をおおむね15人、30人をおおむね25人というふうに、数の上では規制緩和をしていると思うんですけども、それによってもっと、4歳以上も見られるような、緩和されるような、そういうことで私は感じましたので、ぜひやっぱり公的責任を、もっと国の責任をきちっとしてほしいということを思います。

いいです。分かりました。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第8号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長(中村義則君) 日程第7、議案第8号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 8 号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 9 号 財産の取得について

○議 長（中村義則君） 日程第 8、議案第 9 号 財産の取得についてを議題といたします。

議案第 9 号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 9 号 財産の取得についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第10号 契約の締結について

○議長（中村義則君） 日程第9、議案第10号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

議案第10号 契約の締結について質疑をいたします。

片貝防災備蓄倉庫兼津波避難施設建設工事については、県内業者の範囲で行われる制限付一般競争入札で行われたようですが、その制限付とはどのような制限があり、これが何者、今日朝、町長にいただきましたけれども、念のため記録残すためにも、何者の入札で、また入札金額はどうだったのか、そのうち町内業者が何者であったのかお聞きいたします。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

制限付一般競争入札ということで、制限をつけた内容につきましては、地域要件といたしましては千葉県内に本店、支店を有する者、そのほかとして特徴的なものとしたしましては、経営事項審査における総合評定値が700点以上の者というものを制限としてつけました。

また、応札をいただいた者でございますが、本件につきましては先ほども説明しましたとおり3者ございまして、そのうち町内業者は1者ということでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

では、町で行われている入札というのは、ランクづけなどはないとは思いますが、なぜ制限付一般競争入札で経営事項審査、これは必ず行わなければいけないという義務がございますよね。その中でなぜこの700点以上という条件付で入札をしなければならなかったのか。

町の財政状況が厳しい中、できる限り多くの業者の中で100円でも1円でも安く受注して

いただけるよう、特に地元業者が多く入札に参加できるような、我々申しますと、今言ったような経営事項審査の点数を下げるなどの制限付一般競争入札はできなかったのか。

また、今後の入札においてもそのような入札が可能なのかお聞きいたします。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

700点以上というところでございますが、こちらにつきましては本事業の着実な施工を担保するため、この700点という評定値のところを設けたというところでございます。

また、今後こういう制限を外してはというところの御質問でございますけれども、現在も本件につきましてはこのような制限を設けましたが、そのほかの入札等については評定値等を設けずに入札をしている工事もございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

再度お聞きしますけれども、今ちょっとごちよごちよと聞けなかったんですけれども、700点以上というものは着実な施工を行うためにという御説明があったと思いますけれども、町では今まで指名競争入札とかいろいろやってきたと思うんですよ、今までの入札の中で。その中で、工事が不履行があったとか、それなしでやった場合に、点数なしでやった場合にそういったことが起きていたのか。例えば、入札をやった中で何か問題が起きたのか、今までにね。

何か問題が起きていたという例があるのであれば、やはり着実な施工をされる業者にお任せするためにも、このような制限付で700点以上という経営事項審査の点数が必要だと思うんですけれども、仮契約を結ぶには、契約保証金というものもあるわけじゃないですか。何かあったときのためのこれは保証金になりますよね。

いずれにしても、今までの入札の中で、過去の町の入札の中で、そのような不手際と言ったら変ですけれども、施工に当たって何か間違いが起きて問題があったのか再度お聞きしたいのと、今最後ごちよごちよと聞けませんでしたけれども、今後の入札に当たってはどのような点数を下げて、なるべく多くの業者が参加できるような、制限付一般競争入札の中でもそのような競争入札ができるのか、再度改めてお伺いします。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

町が発注する工事について過去に問題があったかという点につきましては、今のところはそういうケースはございません。

また、今後この制限付一般競争の資格の要件について見直すということでございますけれども、参考までに、過去に同様規模、予算額で同規模の工事等々につきましても、この経営事項審査の点数700点以上というのを設けて入札のほうをしたという経緯がございます。

今後につきましても、その工事の内容等々につきまして、その辺の資格要件をつけるか、つけないかというのをその一つ一つで判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

物によっていろいろと変えていきたいということですよね、入札の方法を。着実な施工、またそれだけの実績のある企業にお任せするということは本当にいいことでありますけれども、私が申したいのは、やはり地元業者、特にそこがなるべく多く参加できるような仕組みの入札を行っていただきたいという思いがありますのでこのような質問をしておりますので、心置きください。そのようなことで、先ほども申しましたが、100円でも1円でも安く受けていただける事業者があれば助かるなど。町の財政状況からしても、そういうようなことでございます。

いずれにしても、私たち政治家は、また行政は、住民のために何事にも公正、公平で平等な立場と行動で働きかけなければなりません。そのようなことから、今回契約された業者は、申し訳ないですけれども、もともと首長が経営された会社でもあり、現在は経営に関わっていないとはいえ、町の予算を決裁する立場であることから、移木の信を貫き通し、極力疑念を抱かれないように努めるべきだったと思います。

以上のことから、このような仮契約については、私だけの思いだけではなく、この件を知られている住民や業者も含めて、また私の支持者からも御意見、御相談を受けておりますので、その代弁者としての役割を果たすべきこととしての質疑いたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 本件について質問させていただきます。2点質問があります。

私の手元に政治倫理条例というものがあります。実はこの条例については本町が設けてい

ないのは十分承知しているんですけれども、全国見てみると689自治体で政治倫理条例を設けております。これは議員、首長等にかかわらず政治倫理条例というものを制定しております。中身を見ますと、契約を締結する際、議長や首長等の一定の親族が役員をしている企業等が契約を締結する際に、辞退をするように努めると規定で書いてあります。

この件に関しまして、本件当該業者に関しては御親族かと思うんですけれども、仮契約を締結した時点で、町長及び執行部は何の懸念がなく本件を提出されているのかお答えください。

あともう一点、5,000万円以上の工事じゃないと議会には上がらないと思うんですけれども、これ以下の金額で、町長就任以降、当該業者が工事入札及び工事实績があるのかお答えください。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

政治倫理条例の観点から疑念がなかったのかという御質問かと思いますが、過去にも首長が建設業者であったときもありました。以降、また議員さんが建設業を営んでいる方もいらっしゃいました。その時々で、常に契約の担当課といたしましては、その方々が契約の相手方になった場合の法的な根拠、禁止等々の根拠があるかどうかというのは常に調べておるところでございます。議員、また首長につきましては地方自治法のほうで兼業の禁止というところが規定されております。本件につきましては、この兼業の禁止には該当しないというふうに理解しております。

もう一点、5,000万以下の今回の浅岡建設の契約件数ということでございますけれども、すみません、ちょっと資料が手持ちではないんですけれども、工事の契約をしているか、していないかということであれば、しているというふうに認識しております。すみません、件数につきまして今資料がありませんので、後ほどとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） すみません。質問じゃないんですけれども、そういう政治家として、町長の政治的モラルとしてどのような御意見を伺えればよかったんですけれども、御回答がないみたいなので、これで質問を終了させていただきます。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

今、同僚議員から質問を聞いていて答弁を確認したんだけど、担当課長の答弁の中で、本入札が法令、条例、規約等には抵触していないことは十二分分かるんですが、西村議員からも出ましたけれども、我々行政に携わる議員として、また執行部として公共事業に参画じゃないですけれども、応札、これは先ほど課長答弁でもあったんだけど、別に法令、条例に抵触していないんだけど、最終的には、過去にもあったんだけど、兼業の禁止ということが自治法のほうに入っているんだけど、その兼業禁止にも抵触しないのよ。兼職禁止ということは数字がないのよ。例えば限度額は幾らとか。最終的にはモラルの問題だと思うね、これは。

だから、今、町長を目の前にして誠に失礼だけれども、町長は議員になられたときかな、兼業の禁止について審議したことがあるのよ。協議したことあるのよ。そのときも兼業の禁止には抵触しないということで判断があったんだけど、苦しい質問なんだけれども、現状、当時議員さんのときは、この落札された浅岡建設の代表取締役でありました。その後、会社の中での取締役会で決めたかどうか分からないんだけど、その後に、奥さんと言ったら失礼かもしれないけれども、奥さんに代表取締役替わっているんだね。今回は親族だと思うんですけれども、代表取締役は浅岡宰さんになっているんだけど、登記簿を見ると、その都度その都度の年度で代表取締役が替わっているのよ。ということは、多少なり兼業ということにモラル的に触れるということで、2度、3度、代表取締役を替えている。日付を見ると大体分かるんだ。

質問なんだけれども、要は先ほど古川徹君から出たんだけど、入札金額並びに入札方法、前回いわし博物館の解体のときにも、この11号に載っている最低価格の開示された入札方法でやるということがあったんだけど……

○議長（中村義則君） 細田議員、質疑なので、質問としてもう少しまとめてもらいたいです。よろしくお願いします。

○12番（細田一男君） だから、何度も申し上げますけれども、法令、条例、規約に抵触していないので、その点に関して担当課長、当事者である町長はどのような考え方があるのか。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

先ほども西村議員のお答えでさせてもらったとおり、本件につきましては地方自治法の兼業の禁止には触れていないということで理解しております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 抵触しない、答弁、それ以上追及しても、抵触していないんだから致し方ないんだけど、じゃ、なぜ今回一般競争入札でやって、次にやる11号は最低価格の公開の入札をやったのか。先ほど申し上げましたけれども、いわし博物館の解体かな、やっぱり財源がないから公開で最低価格でやって応札したと。何で今回に限って一般競争入札でやったんですか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

議案第10号の2、記の2、契約の方法といたしましては制限付一般競争入札ということで、この後説明することになりますが、議案第11号につきましても、契約の方法につきましては制限付一般競争入札という方法でやらせていただいています。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ここで幾ら押し問答やっても平行線だと思うんですけども、質問はあれだけでも、議案として資料を提出するときに、契約の内容に併せて、前回もあったんだけど、開札は資料として必ず添付してもらいたいのよ。今回請求したら出せない、出せないと言っていたんだけど、前回もあったの。資料をつけてくださいと。それからつけますようになったんだけど、今回出てこなかったの、私は担当課にお願いに行っただけだけど、個人的には出せませんという話だったんだけど、それはこれからも気をつけていただきたいと思います。終わります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

私のほうでは1点、入札制度の改善を目的とした公共事業入札及び契約適正促進法というのがあるようなんですけども、九十九里町にもそういったものが規定されているのかどうかお答えください。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

それに関する条例については、九十九里町では制定しておりません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

この内容は、公共事業発注者に毎年度の発注見通しや入札、契約過程の公表や談合の疑われる場合、国への報告などを義務づけたり、国が入札、契約に関わる情報公開など適正化指針を策定すること、一括下請丸投げを禁止することが主な内容になっているようです。やっぱりこういったことをきちんと条例化するということは大事だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

必要とあらば検討し、制定する、しないを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはりこういった条例はきちんと九十九里町も規定して、またその規定に基づいて何かをやっていかないと、これからこういった問題も起きてくると思いますので、ぜひこういった条例の規定をしてください。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋です。

できれば町長に一言伺いたいんですけども、大分いろいろこの件について紛糾しておりますけれども、昔、中国の人が言いました。李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず。李下というのはナシの木の下ですよね。ナシの木の下で、冠が曲がったからといって直さないと。そして、瓜田に履を納れず、これはウリの畑には入らないと。ということは、人にあまり腹を探られるような、そういうことはしてはなりませんよと。これは特に上に立つ人にとってはもう重大なことだと思います。

浅岡町長は今まで一生懸命、議員としても私やってきましたので、町長になってからも大変頑張っております。もう町長に限ってそういうことはないと思いますけれども、ここで皆さんに一言、私はこうだと、そういう意思が、意見があればお願いをしたいと、このように思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 26 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 29 分）

○議 長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

ただいま浅岡町長よりいろいろお話を伺いました。

私は、浅岡町長に大いに期待をしている一人であります。先ほど、李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず、こういうことを言いましたけれども、これは先ほども言ったように、上に立つ人、特に町長にとっては本当に大切な言葉ではないかなと。とにかく人に後ろ指を指されない、疑念を持たれない、これが最高の、町長としてやっていく上での一番のことじゃないかと、このように思っております。

というわけで、私は今回のこの件につきましては、先ほどの財政課長の説明にもありましたように、何ら問題はないということを伺いましたので、この件につきましてはこれで質疑を終わります。どうも。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

○議 長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、議案第10号は否決されました。

◎日程第 1 0 議案第 1 1 号 契約の締結について

○議 長（中村義則君） 日程第10、議案第11号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○ 1 2 番（細田一男君） 12番、細田です。

先ほどの10号の議案と関連するんだけど、開発調書はもらったんですけども、この中に設計監理料はどれぐらいで、設計監理者は誰なのかが分かれば教えていただきたいです。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

本契約につきましては、解体工事の工事費ということになります。工事費のみの金額ということになります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○ 1 2 番（細田一男君） 12番。

開発調書の内容を聞いているんじゃなくて、設計監理者が誰ですかとお聞きしているんだけど、先ほどとまた関連するんだけど、一般競争じゃなくて最低価格で、公開で入札やっていて、これは最終的にはくじ引なのよね、電子くじ引なんてうたっているんだけど、県の資格を確認すると当然載ってくるのよ。だから、それは確認できているんだけど、設計監理者が分かったら教えてください。

それで、先ほどのまた質問と同じなんだけど、資料を提出するときにそういうものを添付してもらいたいわけよ。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

失礼いたしました。先ほどの御質問の中に監理という言葉がありましたので、本契約につきましては工事のみということでお答えさせていただきました。

設計業者ということで御回答させていただければ、こちらにつきましては株式会社榎本建築設計事務所でございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 今、初めて聞いたんだけど、何度もしつこいけれども、次に入札の議案を提出するときには、設計監理者の業者の名前も金額も入れて、資料として提出いただけるようお願いして、質問を終わります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありますか。

5番、小川浩安君。

○5番（小川浩安君） 5番、小川です。

議案第11号についてお伺いします。

本日、朝の会で、旧作田保育所解体工事の開札調書をいただきました。

資料では税抜きで表記されておりましたが、これを税込みで見ますと、本解体工事の入札は予算額1億876万8,000円に対して、80%を乗じた8,701万4,400円で落札しております。ほかにも17者が同額で札を入れており、その結果、抽せんで当社と仮契約を結んでおります。

予算額は一般公開されているので、単純に80%を掛ければ落札の予定値を算出することは容易にできます。しかしながら、それでは一般競争入札の根幹である競争原理が働かず、適正な入札とは思えません。

適正な入札は、九十数%の予定価格を設定し、落札予定値を全体的に低く見積もることで、入札の競争力は向上するものと思われま

す。今回、落札金額が多数重複したことは、今後、入札の仕切り直しなどは考えているのか、お伺いします。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

本工事につきましては、すみません、予定価格を事前公表しておりますので、さらに最低制限価格も示しております。そのところから、今回の入札につきましては、その最低制限価格と同額の数字が応札の数字になっているのではないかというふうに推測いたします。

あと、やり直しするのかということではございますけれども、こちらについては今のところその考えはございません。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 5番、小川浩安君。

○5番（小川浩安君） 5番、小川です。

一般競争入札とはいえ、予定価格と予算額が同額ということであれば、先ほど細田議員も申しておりましたが、これは最初からもう数値が決まっている、競争にはちょっと当たらないんじゃないかと。そうであれば、この落札業者を対象として、指名競争入札に切り替えて行うことも可能かと思うんです。そうすれば時間の短縮も図れます。

実際、もう設計図書等は目が通っているはずであって、皆さんがこの金額で出す、ましてや、解体工事であるならば国土交通省の基準に応じて、それこそ、これはそのまま人件費から部材から何やら算定すれば、当然、経費においては地元の業者が強いに決まっているんですが、これは入札ですからやってみなくては分かりません。

しかしながら、そういった中である意味、入札の平等化と思われつつ、実はそれが不公平じゃないかと、そのようにも見える次第でございます。

そういった中で、この件については入札の考えがないということで、今、担当課長のお話がありました。そういった中で、今後は入札執行の際に、その予定価格を予算額と同額じゃなくして何%か、要するに予定価格というのは入札の幅の上限であって、そこから最低制限価格というものを割り出すと、そういったものですので、そこを考えていただきたいと思います。

現にスマホ等で調べてみますと、いろいろ自治体がありますが、解体工事の制限価格ということでちょっと調べましたら、おおむね0.92から0.75、つまりは上限が92%で、最低が75%といったところが多かったです。これは、国の指導、法律というか基準ですかね、そういったものを参考にして条例を設けているものかと思います。どうか九十九里町も、その辺は御検討していただきたいと思います。

それとあわせて、谷川議員のほうからもお話があったかとは思いますが、この設計金額というのがどうしても素人目には分かりにくい。今回のこの工事見積額についても、旧作田保育所の延べ床面積は978.5㎡に対しての予算額が1億876万8,000円。割り戻すと、1㎡当たりの単価が11万1,000円ほどです。2年前の令和4年6月に実施したいわし博物館の解体工事では、同じく1㎡当たりの単価は8万8,000円。2年ほどたっていますので、その辺、人

件費等も上がっているかとは思いますが、しかしながら、この2万7,000円ほどの差が高いものなのか、妥当なものかといいますと、それは分かりません。

このような専門的な数値をチェックできるような有識者による組織、そういったものを設置していただいて、公共工事の透明化、また適正化を図っていただきたいと、そのように熱望いたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

1点お聞きしたいんですけれども、この金額が妥当なのかどうか、私にもよく分かりませんけれども、解体するのに当たり、見積りは出してもらったんだと思うんですけれども、何が主にかかっているのか、どういうものがあつたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、解体工事の内容ということですので、3月第1回の定例会の予算編成時にも説明させていただきましたが、今回の高騰化に当たっては、労務単価、これが約1.5倍になっております。これは、先ほど小川議員がおっしゃったとおり単価が上がっております。

それと、働き方改革関連法、これが建設工事に関して本年4月以降、週休2日制を確保することということで定められております。それによりまして工期全体が延びた関係上、共通経費その他もろもろの経費も上乘せされますので、そういったことからこの金額の設計金額となっております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ちょっと話をほかから聞いたんですけれども、アスベストがあつたとかくいがあつたとか、そういう内容のことは分からないのでね、ただこの金額が出てきて、じゃ、中はどうかということ所で、そういうものがあるからこういう金額になるんだよというのも前もって教えていただきたと思うんですけれども、今、ここでそういう内容が答弁できるなら教えていただきたと思います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

当然、ああいった大きな建物でございますので、下にくいは入っております。しかしながら、町の土地というところで、今後、津波避難タワーを建てる上でそのくいが支障ないという判断をしておりますので、そのくいをあえて抜く工事は入っておりません。

それから、アスベストでございますが、当然アスベストが含まれておりまして、これの撤去に関する費用がかなりかさむというところで、価格が大きな金額になっているというところでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） まず、アスベストの件は分かりました、手作業でやるのかなと思うんですけども、前、あそこは屋根の工事をやったときに、そういったアスベストのことが分からなかったのかどうかすごく思ったので、屋根、雨漏りか何かで、国のお金をもらって補助をやって、そのときにもやっぱりアスベストというようなことは、あの当時分かったんじゃないかなと思ったんですけども、そういうこともありまして聞きました。

くいは抜かないということで、支障がないと言いましたけれども、今後、そこに津波避難タワーを建てる時にやはり邪魔になってしまったとかということで、またこのくいを抜かなきゃいけなくなったときに、そこにまた予算かかりますよね。そういうことは一切ないということでよろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 今後の津波避難タワー設計、建築に関しまして、そういったくいの支障のないように、現在設計を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

この第11号につきましては、私も担当課のほうに行って、金額がちょっと張っているんじゃないかという御相談がしたかったものでお伺いしましたけれども、説明はるる、お伺いしましたので分かっておるんですが、くいのほうも50本ほど残っていると。

たまたま、今回は町有地ということで、また今後の活用についても避難施設を造るということで、そこに支障がない場所に避難施設を建てますので、くいを抜く必要がないということで残置するというようなお話がありましたので、そこは理解できるんですが、念のために

お伺いしますけれども、このくいを抜くとなった場合の金額というものは、行政のほうでつかんでいるのかどうか。

今後、例えば借地だとかそういったところでやった場合に、必ずやっぱりくいは抜かなきゃならない状況が出てくると思うんですが、大きさだとか太さだとかそういったものも関係すると思うんですが、そのような計算というものははじけるというか、承知しているのか、ちょっと確認のためお伺いします。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

設計の段階で、くい抜き工事を含めた場合、含めない場合の積算は依頼してございませんので、私どもでは把握しておりません。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

今回の件はですね。

ただ、私も念のためにお聞きしたいということでお伺いしたんですけれども、今回は町有地で、施設を建てるに当たって、今後の活用については問題ないからいいんでしょうけれども、残置するということは、例えば借地だとかそういったところの場合は、やはり抜かなきゃいけない部分が出てくるわけじゃないですか。そういったときに、くいの抜く作業というのが、かなり金額がかかるということをお聞きしたので、その辺がちょっと教えてもらえればなと思ったんですけれども、大きさ等もありますので、また後で分かったら書面でも頂ければ助かりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時52分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時58分)

◎日程第11 議案第12号 九十九里町道及び東金市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について

○議長(中村義則君) 日程第11、議案第12号 九十九里町道及び東金市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議についてを議題といたします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、麻生雅弘君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 九十九里町道及び東金市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 報告第1号 令和5年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中村義則君） 日程第12、報告第1号 令和5年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(趣旨説明)

○議長（中村義則君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（中村義則君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町長（浅岡 厚君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和6年9月30日付で任期満了となります古川比呂子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

古川氏は、人権教室や啓発活動に対する高い見識と豊かな経験を持ち、人権擁護と人権思想の普及啓発に積極的に取り組まれており、令和3年5月からの2年間は千葉人権擁護委員協議会会長を務められました。こうした功績が認められ、令和4年10月に法務大臣表彰を受

賞されるなど、人権擁護委員として適任であります。

つきましては、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 1時08分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時08分）

○議 長（中村義則君） お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第14 議員派遣の件

○議 長（中村義則君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり派遣したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、配付した文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま決定した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程第 15 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択
に関する請願書

請願第 2 号 「国における 2025 年度教育予算拡充に関する意見
書」採択に関する請願書

○議長（中村義則君） 日程第15、請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第 2 号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを一括議題といたします。

文教民生常任委員会の審査結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。
文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

（文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（内山菊敏君） 10番、内山菊敏です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、両請願を採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告いたします。

○議長（中村義則君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各請願ごとに行います。

請願第1号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 1時14分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時15分)

◎日程の追加

○議長(中村義則君) お諮りいたします。

ただいま内山菊敏君ほか6名から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付いたします。

(発議配付)

○議長(中村義則君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 配付漏れなしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
て
発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書
について

○議長(中村義則君) 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第1号及び発議第2号について、順次趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

(文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(内山菊敏君) 10番、内山菊敏です。

初めに、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書の案のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和6年6月10日。

九十九里町議会議長、中村義則様。

提出者、九十九里町議会議員、内山菊敏。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じく、谷川優子、同じく、細田一男、同じく、鏑田貴俊、同じく、松井由美子、同じく、小野谷元伸。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、発議第2号について説明いたします。

発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願については毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和6年6月10日。

九十九里町議会議長、中村義則様。

提出者、九十九里町議会議員、内山菊敏。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じく、谷川優子、同じく、細田一男、同じく、鎗田貴俊、同じく、松井由美子、同じく、小野谷元伸。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 発議第1号及び発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は各発議ごとに行います。

発議第1号の採決をいたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の採決をいたします。

発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書

○議長（中村義則君） 日程第16、陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。
総務経済常任委員会委員長、原田教光君。

（総務経済常任委員会委員長 原田教光君 登壇）

○総務経済常任委員会委員長（原田教光君） 6番、原田でございます。

報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定によりまして報告をいたします。

○議長（中村義則君） 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、賛成の立場から賛成討論を行います。

2021年に発効した核兵器禁止条約は、現在68か国が参加し、確固とした国際法となっています。また、署名国は92か国に広がり、国連加盟国193の半数に迫っています。

ロシアは昨年、隣国ベラルーシへ先日、核兵器の配備を開始しました。プーチン大統領は、ロシアの核戦力に優位性があると述べ、核兵器による威嚇を繰り返す許し難い態度を取っています。

広島で開かれた主要7か国首脳会議、G7サミットは核抑止力論を公然と宣言し、これは被爆者の願いに逆行している核大国の姿勢が厳しく問われています。

日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協は、核抑止ではなく核兵器廃絶を訴える特別決議を上げました。「再び被爆者をつくるな」との決意を新たにする、被爆者と力を合わせ、核兵器の使用を許さず、その完全廃絶を求める運動を発展させることが重要であり、急務です。禁止条約を生み出し、その流れを前に進めている原動力の一つが被爆者の奮闘です。

日本原水爆被害者団体協議会の結成宣言は、世界への挨拶、1956年は自らを救うとともに、私たちの体験を通して人類の危機を救おうという決意を表明しました。核兵器の非人道性を身をもって知る被爆者の運動は、人類の危機を救うためにかけがえのない力を発揮しています。

総会では、日本政府に禁止条約の署名、批准を強く求めました。日本被団協、原水爆禁止日本協議会などで集められた署名は、合計約250万人分に達しています。条約参加を求める地方議会の意見書決議も全国約4割に、今、広がっています。

また、総会は、大軍拡を進める岸田文雄首相に対し、憲法に基づいた政治を求め、原爆被爆者への国家補償も要求しました。これは、戦争をする国づくりが進んでいる中で今日的な意義を持ちます。

被爆者の言葉には、想像を絶する体験や、戦争を決して起こしてはならないことを教えています。政府は、被爆者の声に真摯に応え、行動する責任があります。唯一の被爆国である日本政府の責任ではないでしょうか。

以上、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、賛成討論といたします。

○議 長（中村義則君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求

める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

○議 長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長（中村義則君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時30分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 小 川 浩 安

署 名 人 高 橋 功